

東京都人権施策推進指針

～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～

平成 27 (2015) 年 8 月

東 京 都

東京都人権施策推進指針の策定にあたって

2020年、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されます。

「オリンピック憲章」は、憲章の定める権利及び自由はいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならないとうたっており、この理念を東京大会においても実現しなければなりません。

しかし、人権を取り巻く状況は、子供や高齢者に対する虐待、差別等の人権問題に加え、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害の増加など、複雑多様化しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチとして、社会的問題になっています。

東京都は、オリンピック・パラリンピックの開催都市としての大きな責任を有しています。基本的人権が尊重される社会を守る姿勢を貫いていかなければなりません。

このような状況から、このたび、東京都人権施策推進指針の見直しを15年ぶりに行いました。これは、「東京都長期ビジョン」(平成26年12月策定)において定義した世界一の都市、すなわち「生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたいと思う都市」を実現するため、東京都における人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的考え方を示したものです。

2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックは、社会の隅々にまで人権尊重の理念をより一層浸透させるまたとない機会です。新たな指針の下、様々な施策を展開し、人権が尊重される「世界一の都市・東京」の実現に向け、都民の皆様と力を合わせ全力で取り組んで参ります。

平成27(2015)年8月

東京都知事 舛添要一

— 目 次 —

I 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向	1
2 東京における人権の状況	2

II 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念	4
2 施策展開に当たっての考え方	4

III 人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性

1 女性	6
2 子供	7
3 高齢者	9
4 障害者	11
5 同和問題	13
6 アイヌの人々	14
7 外国人	15
8 HIV感染者・ハンセン病患者等	17
9 犯罪被害者やその家族	19
10 インターネットによる人権侵害	20
11 北朝鮮による拉致問題	22
12 災害に伴う人権問題	23
13 ハラスメント	24
14 性同一性障害者	26
15 性的指向	27
16 路上生活者	27
17 様々な人権課題（刑を終えて出所した人、個人情報 の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身取引等）	29

IV 施策の進め方

1 総合的な人権施策の展開	31
2 民間団体、国、他自治体等との連携	34

V 重点プロジェクト

1 オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信	36
2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成	36
3 人権施策を推進するための第三者機関の設置	37
4 人権啓発拠点の機能強化	37

参考資料

○ 東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会	38
○ 世論調査結果の概要	39
○ 法律及び条約等 名称一覧	52
○ 世界人権宣言	54
○ 日本国憲法（抜粋）	57
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	59

※ この指針では、法律及び条約等の名称は、原則として略称を使用しています。法律及び条約等の正式名称は、参考資料に記載しています。

≪「東京都人権施策推進指針」の性格≫

- (1) 「東京都長期ビジョン」に掲げる「世界一の都市・東京」を人権の視点から実現するためのものです。
- (2) 東京都における今後の人権施策の基本理念や施策展開に当たっての基本的考え方を示したものです。
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、東京都が人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的に推進するためのものです。
- (4) 多様かつ複雑な人権問題に対応するため、個別分野の枠組みを超えた三つの観点を示したものです。具体的施策は各局の事業により取り組んでいきます。
- (5) 東京における人権の課題ごとの現状について示し、行政と都民、NPO、企業等が共通の認識を持つとともに、東京都が目指す方向を示すことにより、その参画と協力を求めていくものです。
- (6) 首都東京にふさわしい国際的な視点に立った人権感覚を身に付けることを職員に求めるものです。

I 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向

20世紀における二度の世界大戦の反省から、平和の実現にとって人権の尊重が大切であるということが国際的な認識となりました。このため国際連合（国連）は、昭和23（1948）年の世界人権宣言をはじめ、昭和40（1965）年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和41（1966）年の「国際人権規約」採択、昭和54（1979）年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に積極的に取り組んできました。

平成5（1993）年に、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。この会議において、人権が普遍的であり、正当な国際的関心であること等が確認されました。これを受けて国連は、平成7（1995）年から平成16（2004）年までを「人権教育のための国連10年」とし、行動計画を策定しました。さらに、その終了を受けて「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定しています。

近年では、「障害者権利条約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。一方、組織に関する国際規格の分野では、平成22（2010）年に発行されたISO26000¹において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

我が国においては、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、法制度の整備など様々な取組を行ってきました。

国は、平成12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。この法律では、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされており、また、国民は、人権尊重の精神^{かん}の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。

¹ 「ISO26000」；あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任に適用可能なガイドライン規格で、国際標準化機構が平成22（2010）年に発行しました。

この法律を受け、国は、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、近年では、障害者・高齢者・子供に対する虐待防止や女性・障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取組は続けられており、我が国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

2 東京における人権の状況

東京都は、東京を活力があり人々が安心して暮らせる都市とし、世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくるため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進する「東京都人権施策推進指針」を平成 12（2000）年に策定しました。指針に基づき、着実に人権施策を推進してきましたが、策定から 14 年が経過し、社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化等とともに、人権課題も多様化・複雑化してきています。

例えば、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、平成 23（2011）年に変更があり、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されています。また、平成 25（2013）年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、人権が尊重されていると感じている人が 74%ですが、「高齢者」、「女性」、「子供」に加えて、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「震災に伴う人権の問題」等の新しい人権課題への都民の関心が高まっていることが明らかになっています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥し、差別意識を生じさせることになりかねないヘイトスピーチが社会的問題となっています。

平成 26（2014）年 12 月に発表された「東京都長期ビジョン」では、目指すべき将来像を「『世界一の都市・東京』の実現」とし、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたと思う都市こそが、真に魅力的な世界一の都市であるとしています。

平成 32（2020）年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。国際オリンピック委員会（I O C）によって定められた「オリンピック憲章」の「オリンピズムの根本原則」では、オリンピックは人権に配慮した大会であるこ

とがうたわれています。東京は、都市や社会のあり方等に関して、国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められています。

コラム オリンピック憲章

「オリンピック憲章」は、国際オリンピック委員会（I O C）によって採択されたオリンピックの根本原則、規則、付属細則を成文化したもので、オリンピック・ムーブメントの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定めるものです。

オリンピック憲章 オリンピズムの根本原則（抜粋）

- 4 スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
- 6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

（平成 26（2014）年 12 月 8 日から有効）

コラム 2020 年東京大会の大会開催基本計画

平成 27（2015）年 2 月に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から I O C と I P C に提出、公表した、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会開催基本計画では、「大会ビジョン」の「基本コンセプト」の一つとして「多様性と調和」を掲げており、「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的及びその他の考え方、国籍、社会的起源、資産、家系、障がいの有無などあらゆる面で異なる人類は、これらの違いを肯定し、自然に受け入れ、互いに認め合うことで、平和を維持し、更なる発展を遂げる。それを目指すのがオリンピック・パラリンピックの精神であり、それを可能とするのがスポーツの力であると確信している。」としています。2020 年東京大会は、世界中の人々がそのことに気付く契機となる大会、共生社会を育む大会を目指しています。

Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念

東京都は、次に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。

日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市である。

東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界一の都市・東京」の実現を目指している。日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要である。

このため、東京都は、

- ① **人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京**
- ② **あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京**
- ③ **多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京**

を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指す。

2 施策展開に当たっての考え方

東京都は、人権施策の基本理念を具体化するために、次の五つの「施策展開に当たっての考え方」の全てを尊重し、公平・公正な人権施策を実施していきます。

(1) 助け合い・思いやりの心の醸成

東京都は、東京で暮らす人や訪れる全ての人が夢と希望、幸せを実感できる成熟した都市となることを目指しています。そのためには、行政はもとより、一人一人が、支援を必要とする人々に対する理解を深め、積極的な手助けを行っていくとともに、人々が互いに支え合う、助け合い・思いやりの心を醸成していきます。

(2) 多様性への理解

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京には、これまで以上に、民族、国籍、宗教、文化、価値観など、多様な背景を持った多くの人々が集まることとなります。都民をはじめ全ての人々が、こうした多様性を理解し、尊重し合い、共有できるよう、東京都は「あらゆる差別を許さない」という姿勢で取り組んでいきます。

(3) 自己実現の支援

人権には、個人の自己決定を尊重するという基本的な考え方があります。すなわち、個人は、他者からの支配・介入を排除し、自らのことを自らが決定することにより、人間としての尊厳を確保し、自立した生活が可能になります。東京都の施策は、そうした観点から、自己決定を尊重し個人の自己実現を支援するという考え方を基本として実施していきます。

(4) 公共性の視点

東京都は、人権を尊重することには、他の人の人権や公共の利益との調和を図ること、すなわち公共性の考え方が含まれていることを踏まえ、施策を実施していきます。

(5) 公平な機会の確保

人権施策の展開に当たっての国際的な潮流として、全ての人々が積極的に社会参加や貢献のできる社会を築くことを目指すことが挙げられます。そのために、東京都は、あらゆる人々が排除されることなく、能力を十分に発揮し、社会で活躍できるよう、公平な機会を確保するための環境を整備することに努めていきます。

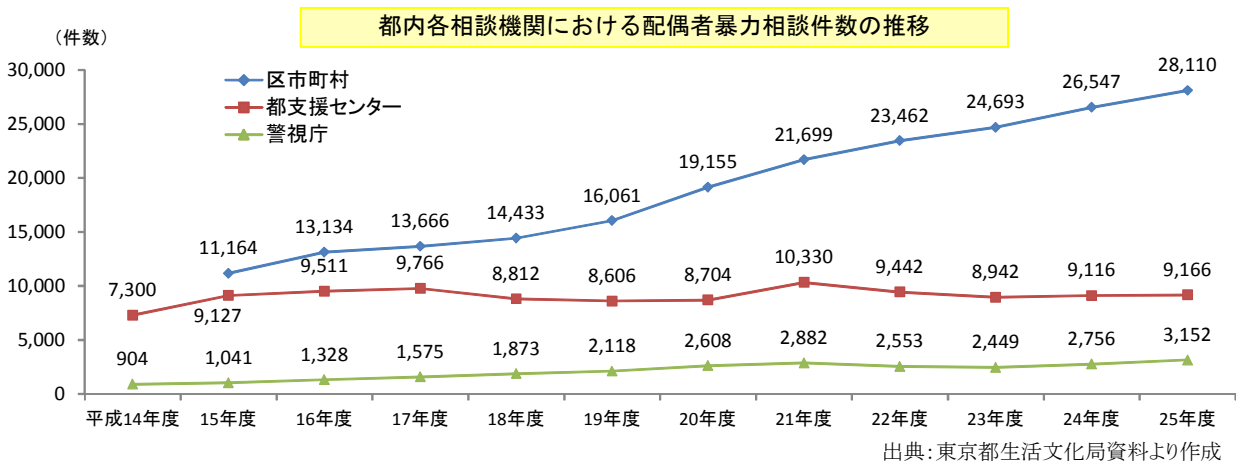
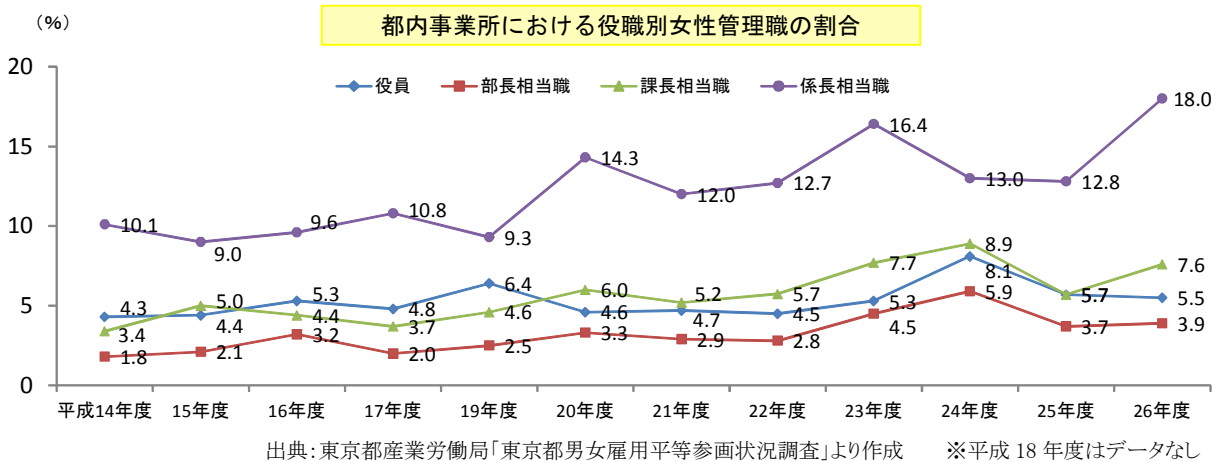
Ⅲ 人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性

1 女性

現 状

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、「女子差別撤廃条約」は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」など、男女平等や女性の地位向上のための様々な法律が整備されています。

長年の取組により、男女平等参画は着実に前進してきましたが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題等への対応が求められています。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差など、男女平等参画が十分とはいえない状況があります。また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力（身体への暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含む。）、ストーカー行為など、犯罪となる行為をも含む人権侵害も生じており、「配偶者暴力防止法」、「ストーカー規制法」等の法律が整備されています。



施策の方向性

平成 12 (2000) 年、全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、それに基づき「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しています。また、行動計画に包含する形で、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定しています。全ての都民が、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指しています。男女平等参画の促進に関する取組を推進するとともに、都民や事業者に対し、相談や支援、啓発を行っていきます。また、学校教育や社会教育を通じ、男女平等を推進する教育を進めていきます。

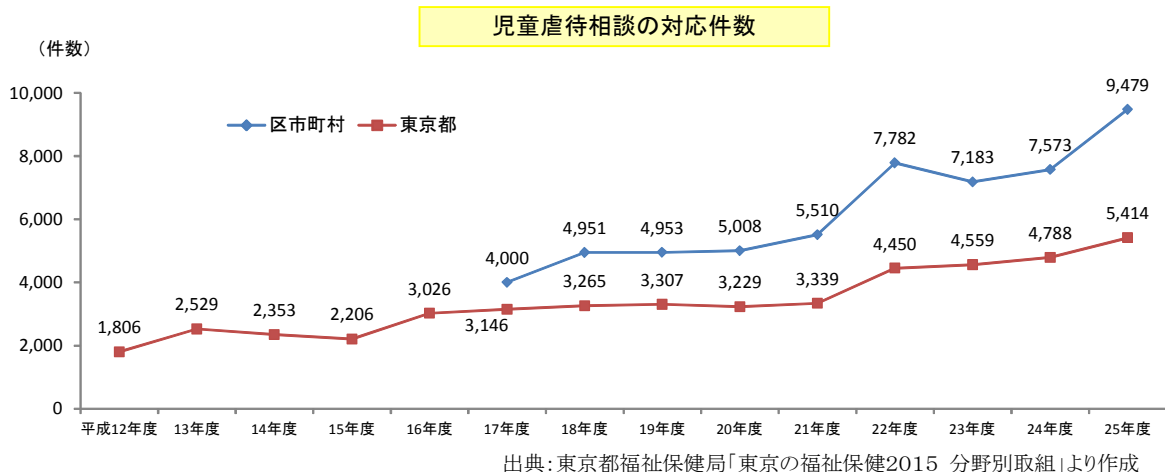
配偶者等からの暴力に対しては、配偶者暴力相談支援センターを中心として、未然防止から相談、緊急時の一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施するほか、警察における規制・取締りを行っていきます。さらに、ストーカー行為や性犯罪に対しても、警察における規制・取締り等を行うとともに、被害者の立場に配慮した相談支援体制の充実を図っていきます。

2 子供

現 状

平成元 (1989) 年の国連総会で、子供の人権や自由を尊重し、子供に対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利条約」が採択され、我が国も平成 6 (1994) 年に、この条約を締結しました。また、「児童虐待防止法」や「児童買春・児童ポルノ禁止法」、「出会い系サイト規制法」、「いじめ防止対策推進法」など、子供が安心して健やかに成長できる社会をつくるための様々な法律が整備されています。

しかし、社会経済の構造が変化し、家庭や地域における子育て機能の低下に伴って、児童虐待等が深刻な問題となっています。子供たちのいじめや教師による体罰も依然として大きな問題です。また、親の収入状況によっては十分な教育の機会が得られなくなる等の問題があります。さらに、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化等により、子供が犯罪に巻き込まれたり、いじめ等の被害者や加害者になる事態が生じています。



施策の方向性

子供を安心して産み育てられ、次代を担う子供たちが生まれ育った環境に左右されず、健やかに成長できる社会形成を目指し、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として、「東京都子供・子育て支援総合計画」を策定しました。今後、本計画に基づき、保育サービスの充実や子育て家庭を地域で支える仕組みの充実など、子供・子育て支援の多様な取組を推進していきます。また、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」に基づき、相談体制の整備や就業支援など、ひとり親家庭支援の取組を推進していきます。

特に重大な人権侵害である児童虐待に対しては、区市町村の子育て支援機関や児童相談所など地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの支援体制を整備するとともに、児童虐待への理解促進に向けた啓発に取り組んでいきます。また、児童買春や児童ポルノ、インターネット利用に伴うトラブルなど、子供を犯罪等の被害から守るため、啓発活動をはじめとする様々な取組を推進していきます。

さらに、学校教育及び社会教育を通じて、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めていきます。いじめに対しては、「東京都いじめ防止対策推進条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進していきます。体罰に対しては、「体罰根絶に向けた総合的な対策」の中で策定したガイドラインに基づき、体罰根絶に向けた取組を強化していきます。また、いじめや不登校等の不安や悩みを受け止める窓口として、教育相談センターを活用するほかスクールカウンセラー等を配置し、教育相談の体制整備を図っています。

東京都は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するため、都内の全ての公立・私立学校を対象とした「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、平成 26 年 7 月 2 日に施行しました。

条例では、東京都、区市町村、学校、保護者等の責務を明確にするとともに、地域や関係機関等と緊密に連携するための組織などについて定めています。

3 高齢者

現 状

我が国では、平均寿命の伸びや少子化等を背景に、高齢化が急速に進行しています。東京都においても、都民の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合は 20%を超え、団塊の世代が 65 歳を迎えたことで高齢化が更に進んでいます。このような実情を踏まえ、「高齢社会対策基本法」や「高齢者虐待防止法」、「高年齢者雇用安定法」の改正など、豊かな高齢社会を実現するための様々な法律が整備されています。

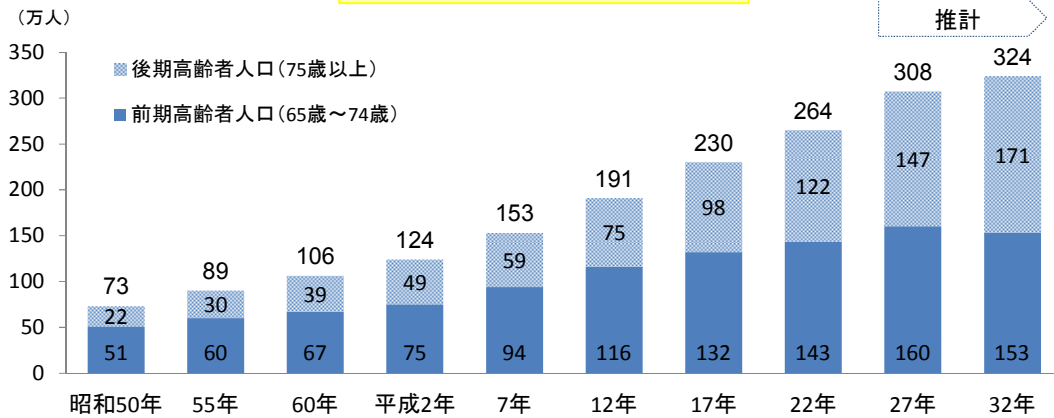
しかし、養介護施設の従事者等¹による虐待、あるいは家庭における養護者²による虐待など、深刻な人権侵害が生じています。東京都の調査では、虐待を受けた高齢者の約 7 割の方になんらかの認知症の症状あるいは認知症の疑いがあることが分かっており、総合的な認知症施策により認知症の人や、その介護者を支援していくことが必要です。

また、高齢者が年齢等を理由に一律に就職や社会参加、賃貸住宅への入居の機会を奪われたり、地域社会や家族関係における高齢者の孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった様々な問題も生じています。

¹ 養介護施設の従事者等；介護保険施設や居宅介護サービス等、高齢者の生活を支える様々なサービス事業に従事する者

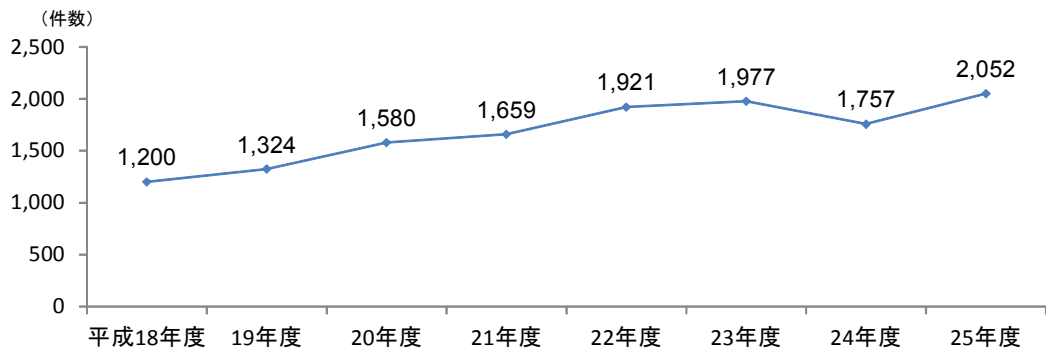
² 養護者；高齢者を現に養護する者で、養介護施設の従事者等以外の者

東京都の高齢者人口の推移



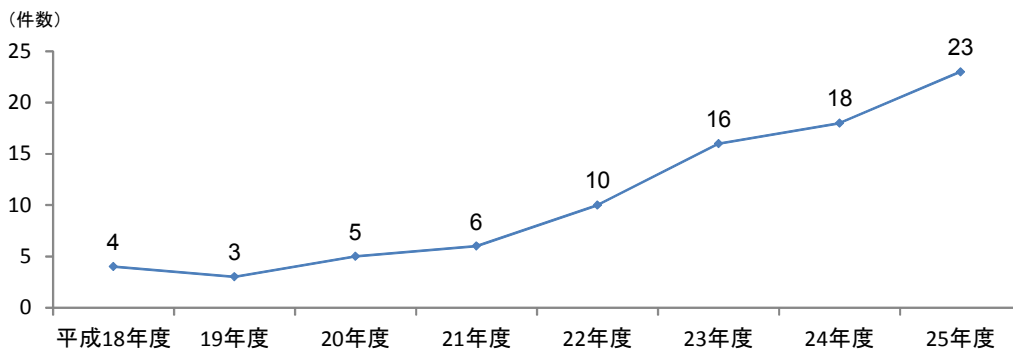
出典:総務省「国勢調査」(昭和50年から平成22年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月)(平成27年及び平成32年)より作成

養護者による高齢者虐待についての対応状況 虐待を受けたと判断した事案件数(都内)



出典:東京都福祉保健局「平成25年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」より作成

東京都における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数



出典:東京都福祉保健局「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表」(平成18～25年度)より作成

施策の方向性

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられ、また、若い世代と共に地域社会の様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。そのため、「東京都高

「高齢者保健福祉計画」を策定し、医療・福祉、雇用、住宅等の分野において、総合的に施策を進めていきます。

特に重大な人権侵害である高齢者虐待に対しては、区市町村において防止に取り組んでおり、東京都においても高齢者権利擁護推進事業により、区市町村の取組を支援していきます。

また、東京都では、認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るための成年後見制度の普及も推進していきます。さらに、働く意欲のある元気な高齢者の社会参加の促進や就業機会の確保等を進めるとともに、全ての高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭わないための相談窓口の設置や啓発等を行っていきます。

こうした取組を引き続き実施していくとともに、高齢者が社会の一員として生き生きと暮らすために、高齢者の人権について考えていくことの大切さを啓発していきます。学校教育においては、高齢化の進展を踏まえて、高齢社会に関する基本的な知識、介護、福祉等の課題に関する理解を深める教育を推進していきます。

4 障害者

現 状

障害のある人もない人も、共に社会の一員として生活し、お互いを理解し、支え合っていくことができる社会を実現するため、「障害者基本法」や「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」など、様々な法律が整備されています。そして、平成 26（2014）年に、我が国は障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」を締結しました。「障害者差別解消法」では、行政機関等や事業者による障害を理由とする不当な差別的扱いを禁止するだけでなく、障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（バリア）を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことを求めています。

障害のある人にとっては、店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度・慣行的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「情報面のバリア」、障害者への無理解から生じる差別や偏見といった私たちの「心のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

コラム 障害者差別解消法

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25（2013）年 6 月に制定、一部施行されました。（全体の施行は平成 28（2016）年 4 月 1 日）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等について定めています。

施策の方向性

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、「東京都障害者計画」や「東京都障害福祉計画」等に基づき、障害者の地域生活支援や就労支援、障害特性に応じたきめ細かな支援等を進めています。特に重大な人権侵害である障害者虐待に対しては、障害者虐待防止センターの機能を持つ区市町村その他関係機関と連携して対応しています。

また、「福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）」により、障害者や高齢者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めています。

こうした取組を引き続き実施していくとともに、「障害者差別解消法」にも対応し、障害のある人もない人も、共に自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるために、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組んでいきます。

学校教育においては、発達障害の子供への支援体制の整備や、障害が軽い生徒の職業教育の充実、障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育環境の整備など、特別な支援を必要とする子供の自立と社会参加に向けて、特別支援教育の充実を図ります。共生社会の実現に向けて、障害のある子供と障害のない子供との相互理解はもとより、保護者等を含め、より多くの人々の理解啓発に努めます。

コラム ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、企画段階から、できるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って検討、整備することです。その対象は、都市施設や製品に止まらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたります。（段差をなくす、見やすい文字・照明 等）

5 同和問題

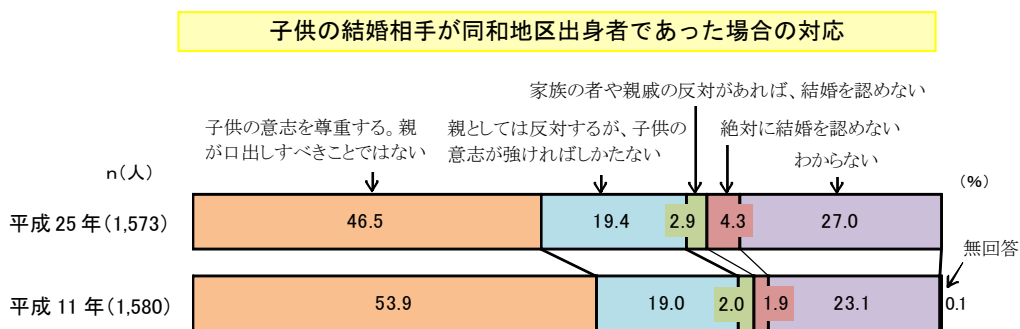
現 状

同和問題（部落問題）とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

これまで、問題解決のため国や地方自治体は様々な取組を行ってきましたが、依然として、公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起きています。平成 25（2013）年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合に結婚を認めないとの回答が一定割合あるなど、依然として根強い差別意識が残っています。

また、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行うえせ同和行為は、同和問題解決の妨げとなっています。



施策の方向性

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、都民一人一人の同和問題についての理解と認識が深まるよう、様々な啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取組を推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や区市町村と連携した取組を行うとともに、企業等が実施している啓発事業に対する支援を行っていきます。

さらに、企業の担当者や行政機関等を対象に、えせ同和行為への正しい対応方法を周知するための啓発活動を実施するなど、えせ同和行為を排除するための取組を実施していきます。

6 アイヌの人々

現 状

北海道を中心とした地域に古くから住んでいたアイヌの人々は、自然の豊かな恵みを受け、独自の生活と文化を築き上げてきました。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その生活様式や文化を維持・伝承することが困難になりました。

国は、平成9（1997）年に策定した「アイヌ文化振興法」のほか、平成19（2007）年に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」や、平成20（2008）年に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を踏まえ、アイヌ語・文化の振興、アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業など、様々な施策を推進していますが、今日でも、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々に対する誤った認識等から、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。東京にもアイヌの人々が暮らしており、これらは北海道だけの問題ではありません。

施策の方向性

私たち一人一人が、アイヌの歴史や伝統、文化等について正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消を目指して、アイヌの歴史や文化の啓発に努め、相談等も行っていきます。また、学校教育においても、アイヌの人々の歴史や文化について理解を深める教育を推進していきます。

コ ラ ム アイヌ文化の保存・振興

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、平成9（1997）年5月にアイヌ文化振興法（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律）が制定（同年7月施行）されました。

この法律に基づきアイヌ文化財団（公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構）が、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための活動を行っています。

同財団のアイヌ文化交流センター（東京駅八重洲口近く）では、アイヌ関係の図書・資料やビデオ等を自由に閲覧できるなど、アイヌ文化に関する情報を提供しています。

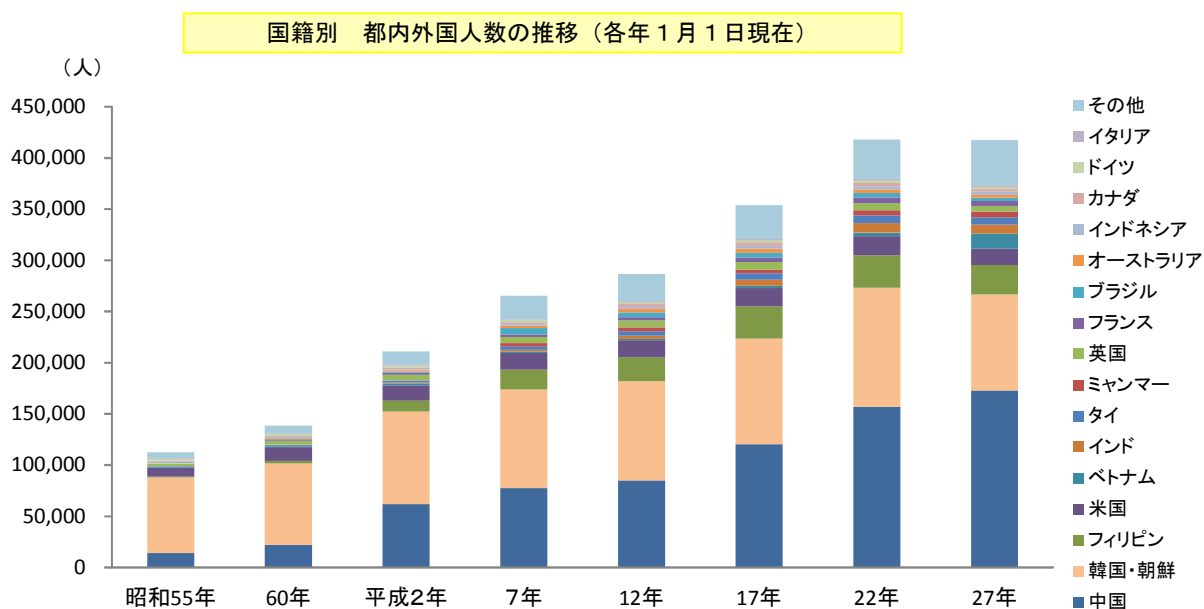
7 外国人

現 状

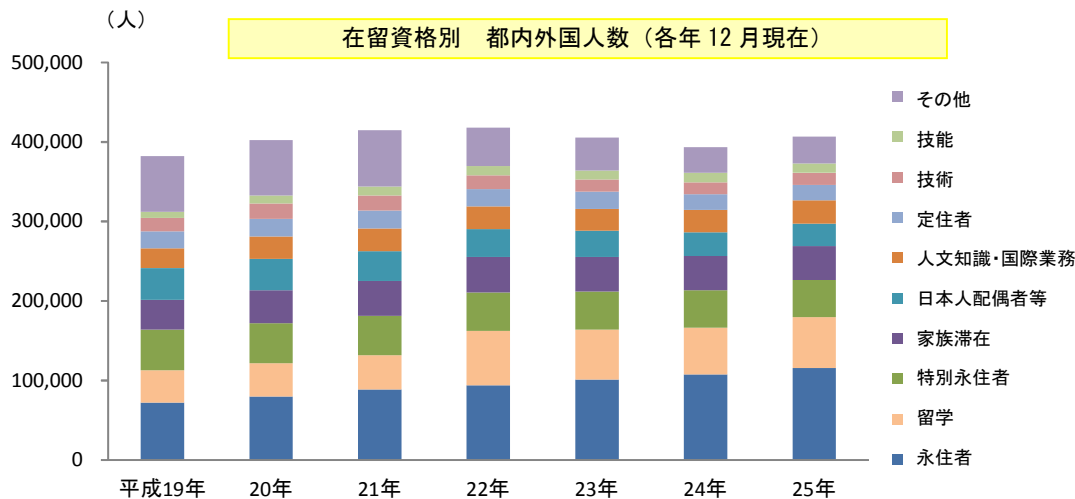
東京には、これまでも在日韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が暮らしてきています。また、近年では様々な国から来日する外国人が増え、現在、中国人をはじめ約42万人（平成27年1月1日現在）の外国人が暮らしており、都民のおよそ30人に1人が外国人です。観光や仕事で訪れる人を含め、多くの外国人が東京には集まっていますが、言語、文化、宗教、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見が見られます。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店への入店を断る等の事例や、就労に関し不合理な扱いをするという事例が見られます。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっており、平成26（2014）年12月には、ヘイトスピーチとされる行為が「人種差別撤廃条約」上の人種差別に該当するとして最高裁判決も出ています。

さらに、言葉や文化、生活習慣等の違いから、外国人が日常生活に支障を来したり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題もあります。

我が国は、「人種差別撤廃条約」を締結しています。人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取組が必要です。



出典：東京都総務局「外国人登録人口」（昭和55～平成22年）、「住民基本台帳上の人口」（平成27年）より作成



出典:平成 19～23 年「登録外国人統計」、平成 24～25 年「在留外国人統計」（法務省入国管理局）より作成

施策の方向性

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、私たち一人一人が、それぞれの文化や生活習慣を尊重し、多様性を受け入れていくことが大切です。そして、外国人を特別な存在としてではなく、地域の担い手、地域社会の一員として一緒に生活できるための環境を整備していく必要があります。そのため、東京に暮らす外国人からの生活相談への対応や、様々な生活場面での多言語対応の充実を図るとともに、外国人に対し東京における社会生活のルール等の啓発等を行います。また、都民に対し、外国人への理解を深め、偏見や誤解をなくすよう啓発を進めていきます。学校においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていきます。

またヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、国と連携した啓発を一層強化していくとともに、スポーツ団体等との連携により、多文化共生の重要性を訴えていきます。

コラム ヘイトスピーチに対する東京都や国の取組

東京都では、ヘイトスピーチに対する取組として、広報誌やHPに知事メッセージを掲載したり、外国出身の元力士を起用した啓発映像を放映するなど、ヘイトスピーチは、一人一人の人権が尊重され、豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないという姿勢で啓発活動を強化しています。

また、法務省の人権擁護機関では、新聞広告、ポスター・リーフレット、交通広告、インターネット広告、スポット映像による啓発など、各種啓発・広報活動等に積極的に取り組んでいます。

啓発ポスター（法務省）



8 HIV感染者・ハンセン病患者等

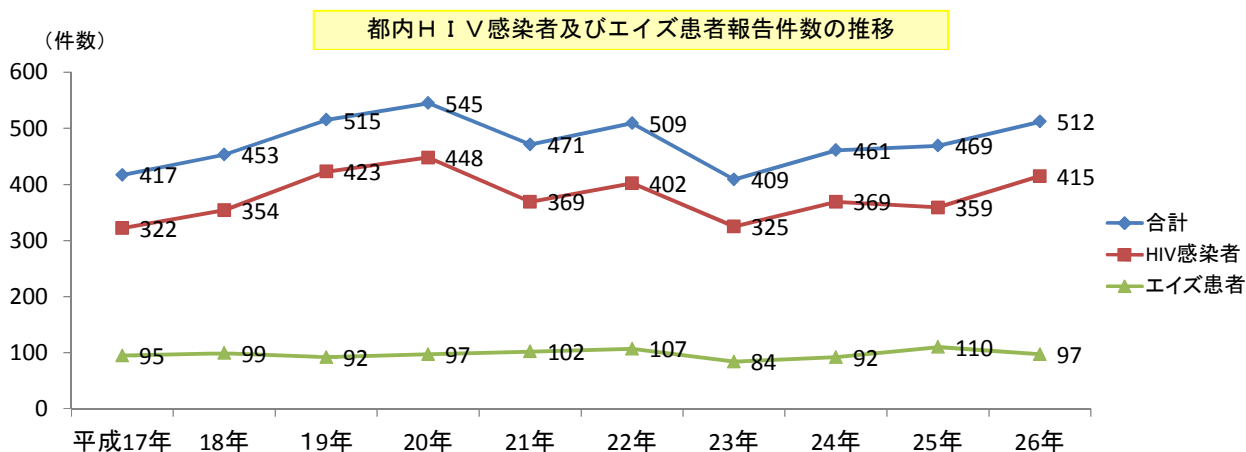
HIV感染・エイズやハンセン病等をはじめとする感染症は、その病気に対する正しい知識や理解が十分でないために、患者や感染者、更に家族が差別されることがあります。これらの人権侵害をなくすためには、感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者・患者のプライバシーに配慮することが必要です。

(1) HIV感染・エイズ

現 状

エイズは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染し、免疫力が低下することによって発症する病気です。東京におけるエイズ患者・HIV感染者数は増加しています。まだ完治させる方法は開発されていませんが、感染を早く知り、適切な時期に治療を始めれば、エイズの発症を抑えるなどコントロールが可能であり、感染する前とほぼ同じように生活することができます。HIVに感染しても自覚症状はないため、感染しているかどうかは検査を受けなければ分かりません。そのため、HIV検査を受け感染を早期に知ることは、その後の生活の質を維持していく上で大変重要です。

HIVは、日常生活で感染することはほとんどありません。しかし、誤った知識や無理解から、就職をはじめ日常生活において、エイズ患者やHIV感染者への差別や偏見が見られます。このため、仕事を続けられなくなる事例や、子供を持つことへ周囲が反対する事例、医療施設や介護施設において診療、入所を拒否される等の事例が見られます。



出典:東京都福祉保健局 AIDS News Letter(2015年3月臨時増刊号)No.155

施策の方向性

区市町村や民間団体とも連携し、相談対応や無料でのH I V検査の実施など、支援体制の充実を図っていきます。また近年、H I V感染者は若年層に多い傾向にあることから、若年層に向けた啓発の充実に努めるとともに、職場や地域社会、医療現場、学校等において、正しい理解を深めて差別や偏見をなくすための啓発等を行っていきます。

(2) ハンセン病

現 状

ハンセン病は、らい菌により末梢^{しょう}神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は弱く、現在は外来治療だけで確実に治癒します。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6（1931）年以降、患者は法律により療養所に強制隔離され、家族も厳しい差別と偏見にさらされました。都内では、東村山市に国立療養所多磨全生園があります。その後、回復者からの訴訟が契機となり、平成20（2008）年には、「ハンセン病問題基本法」が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や、社会復帰の支援、名誉回復の措置等を義務づけるとともに、入所者の良好な生活環境の確保を図るため、入所者の意見を尊重した上で、療養所の施設や土地を自治体や地域住民が利用できるようにしました。

現在、患者や回復者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流も行われています。その一方、平成15（2003）年に起きたハンセン病療養所入所者に対するホテルの宿泊拒否事件のように、今なお、誤った認識や偏見が残っています。

施策の方向性

患者・回復者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないように、ハンセン病に対する正しい知識を持ち理解することが必要です。ハンセン病に対する理解を深めて、差別や偏見をなくすための啓発等を行っていきます。

東京都東村山市にある国立療養所多磨全生園は、全国に 13 施設ある国立ハンセン病療養所の一つです。全生園は、明治 40（1907）年に制定された「癩^{らい}予防ニ関スル件」に基づき、明治 42（1909）年に公立療養所第一区府県立全生病院^{ぜんせい}として発足しましたが、昭和 16（1941）年に当時の厚生省に移管され、これに伴い名称も国立療養所多磨全生園となり、現在に至ります。

国は、全生園において、入所者等のハンセン病後遺症、合併症、及び高齢化に伴う心身の不調などに対応して診療等を行っているほか、隣接する国立ハンセン病資料館においては、ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進などを行っています。

9 犯罪被害者やその家族

現 状

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪等による被害に遭うと、身体を傷つけられ、生命を奪われる等の身体的被害のみならず、生計者を失うことにより収入が途絶え経済的に困窮するといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心ないうわさや中傷・偏見により精神的苦痛を受けます。犯罪後に生じるこうした被害を二次的被害と言います。犯罪被害者やその家族は、長期にわたり二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

国は、平成 16（2004）年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、被害者の権利利益の保護や支援を進めていますが、被害に遭った方の中には従前の生活への復帰が困難であったり、周囲との接触をためらい社会から孤立してしまう事例も見受けられます。また、性犯罪・性暴力の被害に遭った方の中には、心身への大きなダメージや人に知られたくない等の被害の特性から、誰にも相談できない方が多くいるという調査結果もあります。

施策の方向性

被害者等の多様なニーズに応えるため、平成 20（2008）年に「東京都犯罪被害者等支援推進計画」を、平成 23（2011）年には「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、公益社団法人被害者支援都民センターと協働で「東京都総合相談窓口」を運営するなど、様々な支援策を実施しています。また、警視庁では、被害者やその家族の経済的負担を軽減するための制度や、精神的負担を軽減するために面接、電話相談等を実施しています。

さらに、性犯罪・性暴力の被害に遭った方に対し、民間団体、警察、医療機関等の連携による支援の取組を推進していきます。

こうした取組や支援を実施していくとともに、被害者及びその家族の立場に立って考え、支援することの大切さについて啓発を行っていきます。

コラム 公益社団法人 被害者支援都民センター

「被害者支援都民センター」は、犯罪の被害に遭われた方とその家族に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として、平成12（2000）年4月に設立された法人です。平成14（2002）年5月には、東京都公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、平成22（2010）年8月に公益社団法人化されています。

東京都と同センターは、協働して同センター内に「総合相談窓口」を設置し、相談員による電話相談や面接相談、警察や裁判所等への付添い、精神科医によるカウンセリング等を実施しています。

10 インターネットによる人権侵害

現 状

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末など通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっています。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

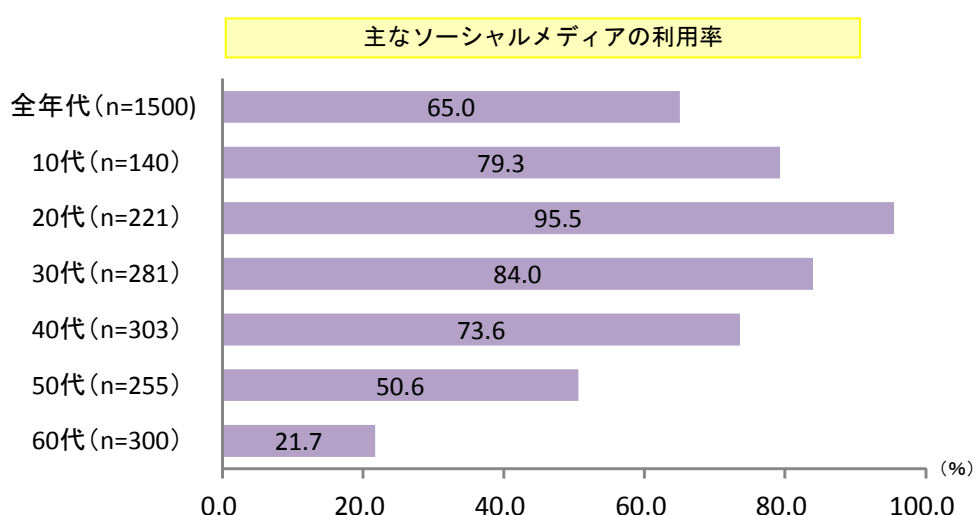
しかし、このような機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わり、といったメディアの特性、情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

プライバシーの侵害としては、インターネット掲示板へ個人情報や無断で公開する、コンピューターウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出す、スマートフォン等を介して不正なアプリケーションをインストールさせ情報を流出させるといった悪質な事件が発生しています。

また、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、保護者や教員の知らない非公式サイトでの子供同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれるという事例も発生しています。

さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

人権を侵害するような書き込みに対しては、「プロバイダ責任制限法」に基づき、プロバイダ等に対してインターネット上の書き込み削除や書き込みをした者の情報開示を被害者が求めることができますが、最近では、他人になりすましたり、プロバイダを特定できない形で書き込んだりするなど、手段が悪質かつ巧妙化しています。



※LINE、Facebook、Twitter、mixi、Mobage、GREE、Google+のうち、いずれかを利用している者の割合

出典：総務省情報通信政策研究所「平成 26 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より作成

施策の方向性

個人、行政、企業等を問わず、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけでなく、他者の人権への配慮に心がけること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。学校教育においては、インターネットの適切な利用や、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて理解させるとともに、有害情報から子供を守るため学校非公式サイト等の監視等を行い、啓発・指導の充実を図ります。

また、青少年のインターネットや携帯電話のトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネットの利用に関する啓発を実施しています。こうした取組を引き続き実施していくとともに、インターネットによる人権侵害を受けた人を救済するために、法務省の人権擁護機関や警察と連携した対応を行っていきます。

コラム プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、インターネットでのウェブページや電子掲示板などでプライバシーや著作権の侵害があったときに、その「特定電気通信役務提供者」にあたるプロバイダや電子掲示板等の運営者などが負う損害賠償責任の範囲や、発信者情報の開示を請求する権利を定めた法律で、平成 13（2001）年 11 月に制定、平成 14 年（2002）年 5 月から施行されました。

権利侵害情報が掲載され、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、被害者はプロバイダ等に削除依頼をすることができ、正当な理由がある場合には、情報発信者についての情報開示を求めることができます。

なお、該当する情報の公開中止や削除等が行われたことにより、情報発信者に損害が生じて、関係するプロバイダ等の賠償責任は発生しないものとされています。

11 北朝鮮による拉致問題

現 状

北朝鮮当局により、1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が拉致されました。このことは、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成 14（2002）年 9 月、初の日朝首脳会談において、北朝鮮は長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、再発防止を約束しました。現在、政府は 17 名の日本人を拉致被害者として認定しており、そのうち 5 名は、平成 14（2002）年 10 月に帰国が実現しましたが、他の被害者は現在も拉致されたままです。その他にも、拉致の可能性を排除できない特定失踪者が多く存在します。この中には、都内に住んでいた人や都内で失踪した人が約 50 名含まれています。我が国は、平成 21（2009）年に、「強制失踪条約」を締結しています。

平成 26（2014）年 5 月、日朝政府間合意において、北朝鮮側が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的全面的調査実施を約束しましたが、平成 27（2015）年 7 月末現在、報告は行われていません。

国は、平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

施策の方向性

都民一人一人が拉致問題を自分自身の問題として考え、行動することが、政府を後押しし、それが問題解決に向けた大きな力になることから、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、都民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進していきます。また、学校教育においては、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進していきます。

さらに、東京都は、関係団体等と連携し、拉致被害者奪還に向けた国民運動の一翼を担いつつ、早期解決に向けた国の動きを後押ししていきます。

コラム ブルーリボン運動

ブルーリボン運動とは、北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示として、青いリボンを着ける運動です。ブルーのリボンを着けるほか、ブルーのシャツや小物（ネクタイ、ネックチーフなど）を身に着けたり、家や店の軒先などにブルーのハンカチやリボンを結んでもらっており、リボン等の形や大きさ、付け方は問いません。

リボンのブルーは、近くて遠い国である北朝鮮と、祖国日本を隔てる「日本海の青」及び拉致被害者の方々と、そのご家族を唯一結んでいる同じ空である「青い空」をイメージしています。

12 災害に伴う人権問題

現 状

平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等も発生しました。

災害時に、被災者の人権をいかに確保していくかが今後課題となります。

施策の方向性

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪います。被災者は大きな被害を受けており、こうした災害に伴って生起する様々な人権課題に対処する

ことが求められます。

東京都は、福島第一原子力発電所事故に伴う人権侵害について人権メッセージを被災後も公表しました。今後も被災地のニーズを踏まえ、様々な支援を行います。

また、「東京都地域防災計画」において、防災対策の検討過程等における女性の参画の推進、避難所生活等における要配慮者の視点等を踏まえた対応等を位置付けています。これに基づき、災害時における人権確保の取組を進めていきます。

コラム 東京都地域防災計画における要配慮者への対応

災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。このため、防災市民組織など地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

東京都は地域防災計画の中で、各主体による取組の基本的な考え方を定めて、要配慮者対策の必要性及び実施内容等を示しています。

13 ハラスメント

現 状

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面での、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問題となっています。

「セクシュアル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント¹」などハラスメントの種類は多様にあります。

「セクシュアル・ハラスメント」は、性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。「男女雇用機会均等法」は、事業主に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることを義務付けています。東京都では、平成 12 (2000) 年にセクシュアル・ハラスメントを定義し、その禁止を盛り込んだ「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、啓発等の施策を展

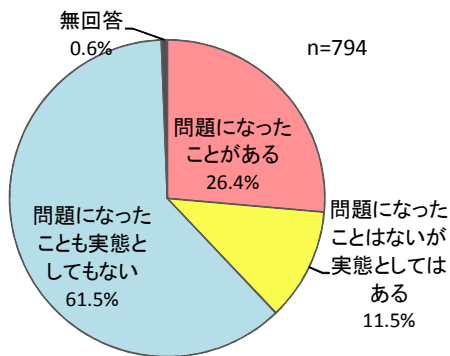
¹ マタニティ・ハラスメント；妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うことをいいます。

開しています。

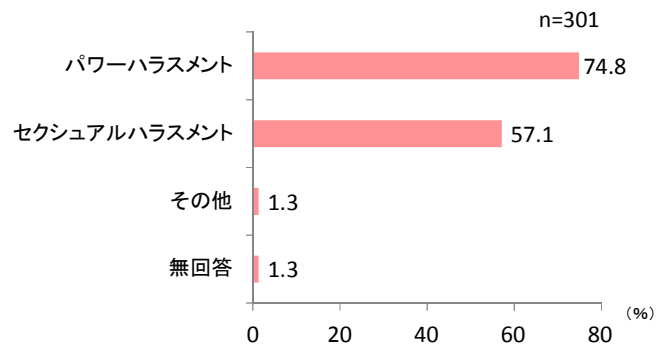
「パワー・ハラスメント」という言葉は、法律又は判例上で明確に定義されているものではありませんが、厚生労働省が設置した「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義することが提案されました。厚生労働省では、この円卓会議の提言に基づき、啓発活動を実施しています。

職場におけるハラスメントの実態

(1) 都内事業所のハラスメントの実態



(2) (1)で「問題になったことがある」「問題になったことはないが実態としてはある」と回答した事業所におけるハラスメントの種類(複数回答)



出典: 東京都産業労働局「東京都男女雇用平等参画状況調査」(平成 26 年度)より作成

施策の方向性

ハラスメントの形態は多岐に及んでおり、対応する相談機関も異なっています。そのため、様々な機関が設置している相談窓口の周知を図ります。

こうしたハラスメントに対しては組織で取り組むことが大切であり、企業等に対し、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、職場での取組を促していきます。

コラム マタニティ・ハラスメントについての判決

広島にある病院で副主任の職位にあった理学療法士(女性)が、労働基準法に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を免ぜられ、その後の育児休業の終了後も副主任に任ぜられなかったことから、使用者である病院に対して、降格の無効、管理職手当の支払い及び損害賠償を求めました。一審及び控訴審では、女性の訴えは棄却されましたが、平成 26 (2014) 年 10 月、最高裁は、降格を適法とした二審判決を破棄し、審理を広島高裁に差し戻しました。

本件について最高裁は、女性の自由な意思に基づいた承諾がない、降格措置の必要性の内容や程度、病院における業務上の負担の軽減の内容や程度を基礎付ける事情の有無など特段の事情も明らかにされていないとして、審理不尽としました。

14 性同一性障害者

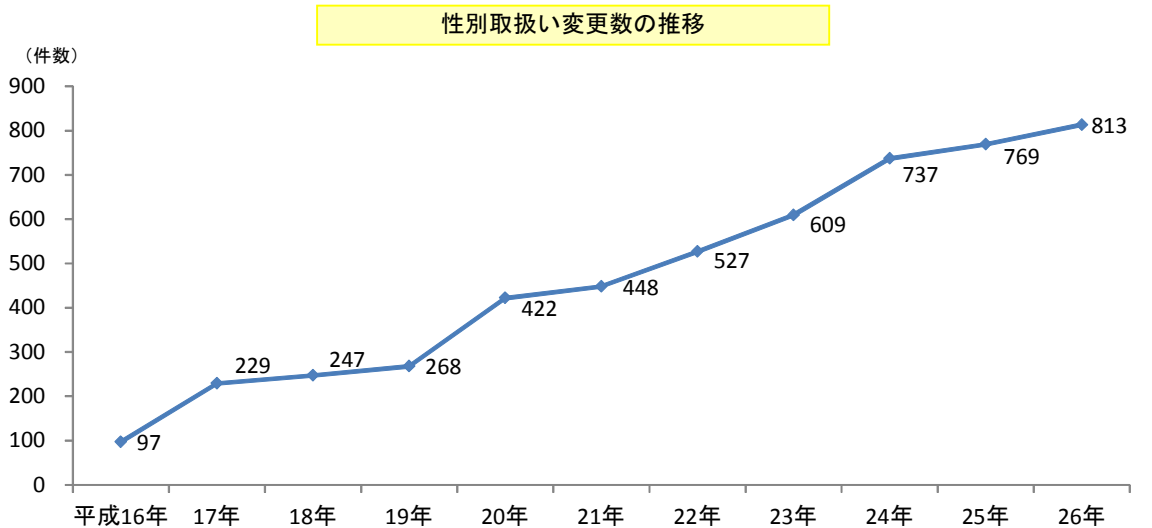
現 状

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言い、国際疾病分類では疾病として認められていますが、社会では十分認識されていません。

性同一性障害の人々は社会の中で偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

性同一性障害であるために、学齢期にいじめに遭い、不登校になったり、性同一性障害であることを家族や友人に言えずに悩み、自殺まで考える人がいるという調査結果もあります。

平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成 20（2008）年に改正法によって条件を緩和）。



出典:平成 16～25 年…裁判所「司法統計」より作成、平成 26 年…最高裁判所提供による速報値

施策の方向性

近年では、偏見や嫌がらせ、雇用における制限や差別等の社会生活上の制約を解消していこうという観点からの問題提起や制度の整備が行われてきました。

正しい知識の普及や、偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に応じていきます。

15 性的指向

現 状

異性愛者以外の性的指向を持つ人々は、少数派であるために正常と思われず、興味本位で見られるなど、偏見や差別を形作る原因になっています。日常生活にある、こうした偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題も発生しています。

なお、我が国では憲法で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定しています。

施策の方向性

性についての多様性があることへの理解を深め、性的指向の異なる人たちへの差別と偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会であることが必要です。

偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に応じていきます。

16 路上生活者

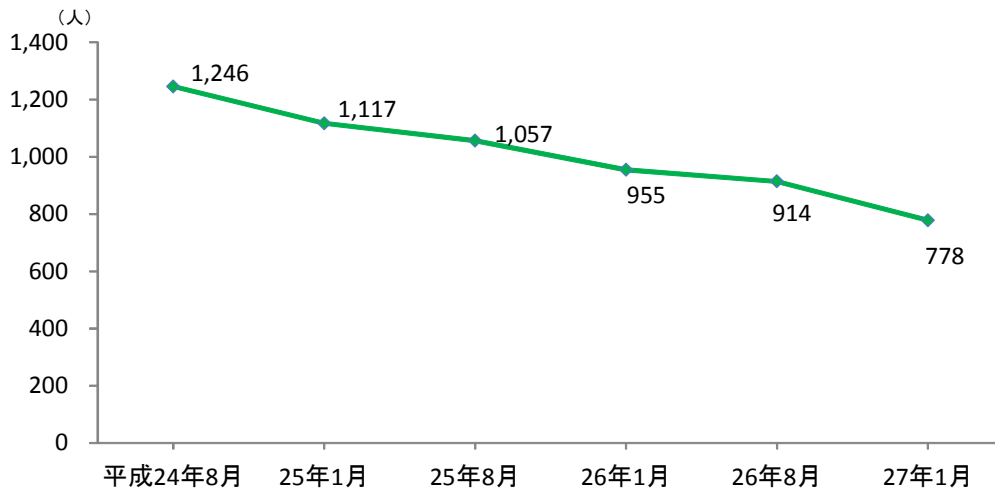
現 状

路上生活者（ホームレス）は、健康で文化的な生活を送ることができていません。

国は、平成 14（2002）年に「ホームレス自立支援法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

しかし、路上生活者は高齢化や路上生活期間の長期化が進んでおり、心身の健康に不調を来すなど、厳しい生活を送っています。一方、道路や公園等の公共空間で生活することによって、都民の自由な通行や利用の妨げとなるなど、地域住民とのあつれきも生じています。また、偏見や差別意識等からホームレスが襲われる事件や嫌がらせ等も発生しています。

路上生活者数（道路、公園、河川、駅舎、その他）の推移（23区内）



出典：東京都福祉保健局「路上生活者概数調査」より作成

施策の方向性

東京都と特別区は共同して、ホームレスの自立を支援するため、平成 13（2001）年、全国に先駆けて、ホームレスの心身の回復を図る緊急一時保護事業や、就労及び地域生活への移行等を支援する自立支援事業によるシステムを構築しました。この結果、東京 23 区内の路上生活者数は、平成 27（2015）年 1 月時点で、調査を開始した平成 6（1994）年度以降、最も少なくなっています。平成 26（2014）年に改定した「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 3 次）」では、ホームレスの一日も早い自立を目指すことを基本目標としており、今後も、生活の安定に向けた総合的な対策の推進に取り組んでいきます。

また、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について都民の理解を促進するため、啓発等を行っていきます。

17 様々な人権課題（刑を終えて出所した人、個人情報の流出やプライバシー侵害、親子関係・国籍、人身取引等）

これまで取り上げた 16 の人権課題のみならず、私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。東京都は、以下にあげる人権課題についても、都民が正しい知識と理解を深めるための啓発等を行っていきます。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、「怖い」「信頼できない」といった偏見が根強く、住居の確保や就職が困難であったり、悪意のある噂が流布される等の問題が起きており、社会復帰の際の障害となっています。また、家族に対する偏見や差別もあります。

刑を終えて出所した人が社会復帰し、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、偏見や差別意識をなくし、家族や職場、地域社会等が協力していくことが必要です。

刑を終えて出所する予定の人の中には、障害や高齢のため福祉的な支援を必要とする人もいます。東京都では、平成 23（2011）年度から東京都地域生活定着支援センターを運営し、退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備として、矯正施設、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行い、地域への定着を図っています。

個人情報の流出やプライバシー侵害

行政情報、商品やサービスの顧客データ、医療カルテ等の個人情報の流出や漏えいは、個人のプライバシーを侵害するものであり、人が安心して社会生活を営む上での大きな障害となります。平成 17（2005）年には、国や地方公共団体の責務、個人情報取扱事業者が個人情報を取得したり利用したりするに当たっての義務、個人情報の漏えい等の不適正な取扱いを行った場合の罰則等を定めた「個人情報保護法」が全面施行され、我が国でも情報管理体制が強化されてきましたが、いまだに個人情報の流出やプライバシー侵害が起きています。

親子関係・国籍

親子関係に関わる様々な問題が提起されています。

国際化の進展に伴い国際結婚が増加しましたが、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。この問題を解決するため、原則として子供を元の居住国へ返還することや、親子の面会交流の機会を確保することを定めた「ハーグ条約」が昭和 55（1980）年に採択され、我が国においても平成 26（2014）年 4 月に発効されました。

また、日本人と外国人との間に生まれた子が、親から認知されない等のため無国籍となっている問題等も起こっています。

人身取引（トラフィッキング）

性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

我が国では、平成 16（2004）年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同会議において、人身取引の撲滅・防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が取りまとめられました。また、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、平成 17（2005）年に刑法等の一部が改正され、平成 26（2014）年 12 月には「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、この問題に関係省庁が協力して取り組んでいます。

ここで取り上げた人権課題のほかにも、今後、社会状況の変化に伴い様々な人権課題が顕在化することも予想されます。そうした課題にも適切に対処していくために、議論を深める必要があります。

IV 施策の進め方

1 総合的な人権施策の展開

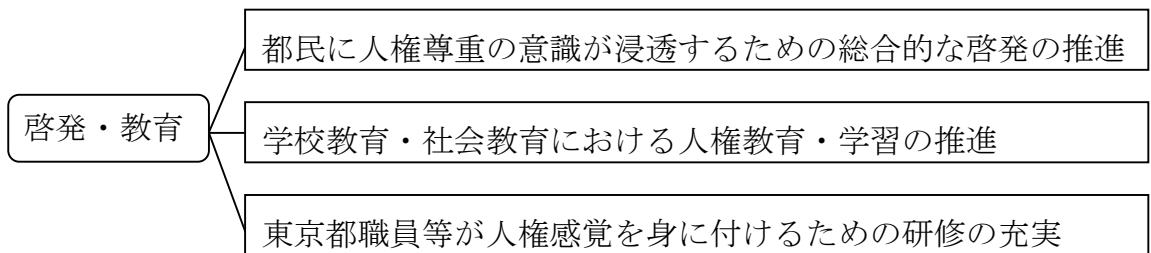
東京都では、これまで女性や子供、高齢者、障害者、同和問題等の人権課題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえて施策を講じてきました。引き続き、それぞれの施策体系の下で、必要な施策を実施していきます。

一方、人権課題は複雑化・多様化しており、また、新しい人権課題も生じていることから、従来の施策体系では対応が困難となる事例が発生しています。そうした課題の解決に向けては、以下の三つの観点により総合的な取組を展開していきます。

同時に、それぞれの施策体系の下で実施している事業についても、総合的に推進していくために以下の三つの観点を踏まえ、事業相互の関係性やその事業の必要性、効率性等も考慮し、不断の見直しを行っていくことが必要です。

東京都の人権施策は、中立・公正な立場から、総合的かつ効果的、効率的に実施していきます。

(1) 啓発・教育



人権尊重の意識が社会全体に広く浸透するためには、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、人権の意義と価値、人権に配慮した態度や行動の大切さを社会の共通認識として醸成し、育むことが重要です。

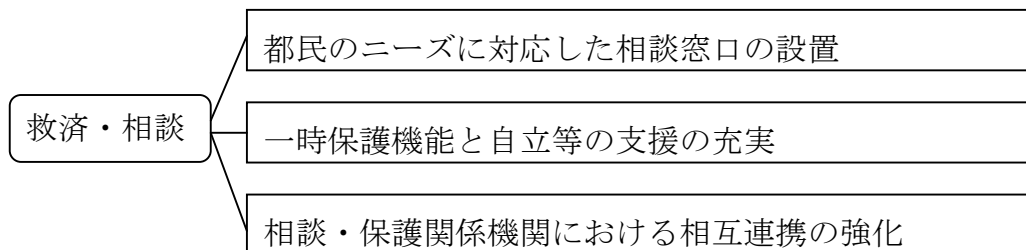
そのために、あらゆる機会を捉え、都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が日常的な行動や態度に現われるように総合的な人権啓発を推進していきます。啓発活動の実施に当たっては、インターネットやマ

ス・メディアの活用など多様な手法を取り入れ、創意工夫を凝らすとともに、対象となる人々の感性に訴え、自然と受け入れられるよう留意する必要があります。

多様な人々が共に暮らす東京にあって、全ての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、様々な人権課題に関わる差別や偏見をなくすため、学校教育及び社会教育を通じて、人権教育を推進していきます。

また、行政の仕事は全て人権に深い関わりを持つことから、東京都職員等は、日頃から都民一人一人の人権に配慮した行動・言動を身に付ける必要があり、人権感覚を身に付けるための研修の充実が求められています。

(2) 救済・相談



現実に都民の人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある場合、適切に救済され、相談できる仕組みを作る必要があります。

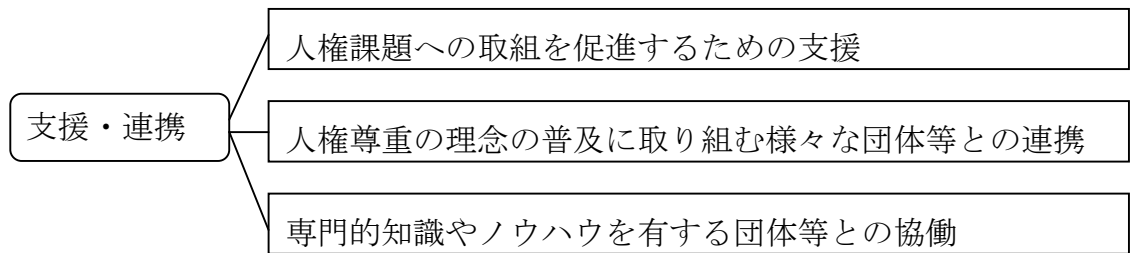
まずは、都民のニーズに対応できる総合的な人権相談や専門相談等の窓口を整備する必要があります。

また、人権が侵害された人や侵害されるおそれがある人を一時的に保護することのできる機能やそれらの人の自立を支援するための機能を充実させ、早期解決と人権の回復を図ります。

さらに、相談機関や保護関係機関における相互連携を強化し、情報を共有することにより、迅速かつ適切な救済を図ります。

救済・相談は、国・区市町村との適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

(3) 支援・連携



人権が尊重される社会を作るためには、都民やNPO、企業、大学など多様な主体の参画による社会の連帯の力が必要です。そのためには、それぞれの主体性や自主性を尊重しながら、中立・公正の立場から連携していくことが必要です。

全ての人々が暮らしやすい社会を作るためには、幅広い主体の取組を促進することが必要です。こうした取組に対しては、技術的な助言など必要に応じた支援を行っていく必要があります。

また、企業やスポーツ・文化団体、研究・教育機関には、自主的に人権尊重の理念の普及に取り組んでいる団体があります。こうした民間団体等と連携し、パートナーとして共に事業に取り組み、人権課題の解決に努めていきます。

さらに、NPO等の民間団体には、専門的な知識やノウハウを有する団体が存在します。人権課題によっては、必要に応じて、こうした団体等と協働しながら取組を進めていくことも大切です。

2 民間団体、国、他自治体等との連携

人権尊重の理念が広く浸透した都市を実現するためには、とりわけ様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。都民、企業、民間団体、国、他自治体等、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、多角的に東京都の施策に関わっていくことにより実効性のある人権施策を展開していくことが可能となります。人権課題が複雑化・多様化している今、東京都は、特に以下の取組、連携を強化していきます。

(1) 企業の自主的な取組との連携

企業の社会的責任（CSR）への関心が高まる中、平成22（2010）年、国際標準化機構が発行したガイダンス規格（ISO26000）の中で、組織の社会的責任の中核課題の一つとして人権が明記され、企業はより一層人権に配慮した活動を行うことが求められています。

人権に関わる取組は、行政が全てを担うものではなく、広く社会を支え活動する企業等が主体的に取り組むことが期待されます。

東京都は、企業が行う人権に関わる自主的な取組を促すとともに、先駆性、機動性、柔軟性等において優れた企業の取組と連携した施策を推進していきます。

(2) スポーツ・文化団体等と連携した啓発の推進

東京都はこれまでもスポーツ・文化団体等と連携した啓発を推進してきました。例えば、プロスポーツの試合会場では、選手が出演する人権啓発映像を上映したり、人権啓発冊子や物品を配布しています。

このような取組は、子供、若者層を含めた幅広い世代に向けて、多様な手法によって人権問題の正しい理解と認識を広く深める契機とすることができるもので、今後も一層推進していきます。

コラム Jリーグとの連携

東京都では、国や関係機関と連携し、子供、若者層が人権問題への正しい理解と認識を深めるため、東京を本拠とするJリーグチームと協力した啓発活動を実施しています。

試合会場での啓発活動としては、Jリーガーが出演する人権啓発映像の上映やプログラムへの啓発広告の掲載、人権啓発物品及び啓発冊子の配布等を行っています。

(3) 様々な主体との連携

企業だけでなく、NPOや教育・研究機関等の多様な民間団体、人権侵害を受けた人々等が、人権問題に対処するため様々な活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与しています。

人権問題が複雑化・多様化する中、人権尊重の理念の普及や人権問題の解決には、様々な主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められています。

東京都は、関係者のニーズを把握し、今後も、様々な主体等との連携を進めていきます。

また、東京都の監理団体である公益財団法人東京都人権啓発センターは、民間団体の持つ機動性や効率性、柔軟性等を發揮することにより東京都の人権施策を補完・代行する役割を果たしてきました。東京都人権啓発センターは、今後、東京都、区市町村、民間団体との連携を一層強化し、様々な主体の取組を側面から支援するとともに、積極的かつ効果的な人権啓発の取組を展開することが求められます。

(4) 国、他自治体との連携

近年のインターネットによる人権侵害に代表されるように、人権問題は一自治体のみでは解決が困難なものが多数発生していることから、その解決のために、東京都は、国及び他の道府県等との一層の連携強化に努めていきます。

また、住民に最も身近な行政機関である区市町村は、地域や住民の実情を踏まえたきめ細かな取組が期待されており、東京都は区市町村との適切な役割分担の下、更に連携を図っていきます。

コラム

公益財団法人 東京都人権啓発センター

東京都人権啓発センターは、都民の人権意識の高揚を図ることを目的とする公益財団法人で、人権に関する教育・啓発及び人権の擁護等の事業を実施しています。

(主な事業)

- ① 普及啓発事業（啓発行事、協賛行事、広告等）
- ② 講演・講座・研修等及び相談事業（都民講座、研修講師出講、人権相談）
- ③ 情報収集・提供、調査研究事業（図書資料等閲覧貸出等）
- ④ 出版事業（情報誌「TOKYO人権」の発行）

また、東京都人権プラザの指定管理者として、施設の管理運営等の業務を行っています。

V 重点プロジェクト

東京都は、この指針が示す人権施策の基本理念や考え方を踏まえ、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでいきます。

各局は、相互に連携を図りながら、各人権課題についてそれぞれの施策体系の下で必要な取組を着実に実施していきます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための起爆剤としての取組を計画的に推進していきます。

1 オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を史上最高の大会にするため、東京都は、過去のオリンピック・パラリンピック開催都市で実現・継承された人権についての取組を調査し、大会の成功に向けた人権施策に生かしていきます。あわせて、効果的なアピール手法を研究し、東京は人権が尊重された都市であることを国内外に向けて発信していきます。

2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成

東京都は、これまで人権週間を中心とした様々な都民への啓発に取り組んできました。

今後は、多文化共生社会の実現など機を捉えたテーマを取り上げ、若い世代から高齢者まで幅広い層の都民が人権の大切さについて考え、理解するための場を提供するために、分かりやすく親しみやすい手法を取り入れ、大規模で効果的な啓発キャンペーンを展開していきます。

キャンペーンの展開に当たっては、国や区市町村、企業等、多様な主体と連携していくとともに、インターネットをはじめとした様々なメディアを活用していきます。

3 人権施策を推進するための第三者機関の設置

東京都は、有識者から構成される常設の第三者機関「人権施策推進会議（仮称）」を設置し、本指針の基本理念の実現に向けた取組や新しい人権課題等への対応に関する助言を受けます。

専門的見地からの助言を踏まえ、本指針の基本理念の実現に迅速・的確に対応した人権施策を中立・公正の立場から推進していきます。

4 人権啓発拠点の機能強化

東京都は、人権や人権問題に関する啓発及び情報を収集・提供するとともに、人権問題に関する相談を受ける機能を備えた施設として、「東京都人権プラザ」を設置しています。今後は、人権啓発の拠点である「東京都人権プラザ」が、これまで以上に多くの人に利用されるよう、更なる機能強化に向け、人権に関する展示事業や情報提供事業等を充実させていきます。

東京都は、積極的にこうした取組を実施していくことにより、人権尊重の理念を広く社会に発信し、浸透を図っていきます。

参考資料

東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会

東京都人権施策推進指針に関する有識者懇談会 委員名簿（平成 27 年 2 月現在）

氏 名	所 属 等	備 考
江上 千恵子	弁護士	副座長
大江 近	早稲田大学大学院教職研究科客員教授	
佐藤 佳弘	武蔵野大学教授 (株)情報文化総合研究所代表取締役	
繁田 雅弘	首都大学東京副学長	
戸松 秀典	学習院大学名誉教授	座 長
菱山 謙二	筑波大学名誉教授	
本澤 巳代子	筑波大学大学院教授	

- ・全 7 回開催（平成 26 年 7 月 25 日～平成 27 年 2 月 10 日）
- ・17 団体及び外部有識者 4 名から意見を聴取。また、2 団体から有識者懇談会宛に要望書が提出された。

「人権に関する世論調査」の結果概要

調査実施の概要

1 調査目的

人権に関する都民の意識等を調査し、今後の人権啓発の事業を進めていくための基礎資料として活用していく。

2 調査項目

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 日本の社会における人権の尊重 | (6) インターネット等による人権侵害 |
| (2) 個別の人権問題 | (7) 災害時の人権課題 |
| (3) 同和問題に関して | (8) 啓発事業について |
| (4) 東京における外国人の人権 | (9) 人権尊重社会の実現について |
| (5) 犯罪被害者やその家族の人権問題 | |

3 調査設計

- (1) 調査対象：東京都全域に住む満 20 歳以上の男女個人
- (2) 標本数：3,000 標本
- (3) 標本抽出方法：住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出法
- (4) 調査方法：調査員による個別訪問面接聴取法
- (5) 調査期間：平成 25 年 11 月 15 日～12 月 1 日
- (6) 調査実施機関：株式会社 サーベイリサーチセンター

4 回収結果

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 有効回収標本数（率） | 1,573 標本（52.4%） |
| (2) 未完了標本数（率） | 1,427 標本（47.6%） |

東京都生活文化局

調査結果の概要

nは回答者数

M.A. はいくつでも選択、3 M.A. は3つまで選択

M.T. は回答の合計をnで割った比率

1 日本の社会における人権の尊重

(1) 基本的人権の周知度：日本国憲法で保障されている基本的人権の周知度について聞いた。

- ・「知っている」は95%（平成11年と同様）
- ・「知らない」は5%（平成11年と同様）

n	知っている	知らない (%)
平成11年 (2,117)	95.7	4.3
今回調査 (1,573)	95.2	4.8

(2) 人権に対する考え方：人権に対する考え方について聞いた。

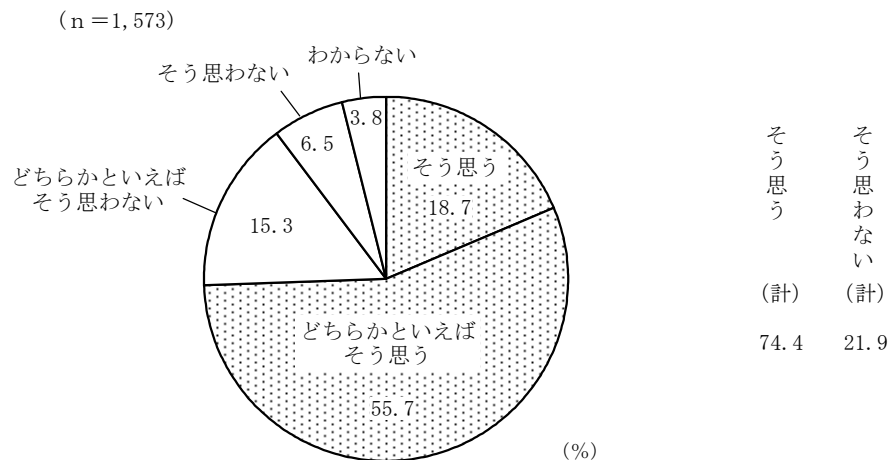
- ・「一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない」は39%（平成11年と同様）
- ・「一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、社会生活においては、ある程度の制約もやむを得ない」は55%（平成11年より7ポイント増加）

n	一人ひとりの人権は、何よりも尊重されなければならない	一人ひとりの人権は尊重されるべきだが、社会生活においては、ある程度の制約もやむを得ない	人権という名のもとに、権利の濫用がみられるので、むしろ制限するべきである	わからない	無回答
平成11年 (2,117)	40.6	48.0	4.4	6.9	0.0
今回調査 (1,573)	39.4	54.9	3.6	2.2	

(注) 平成11年は「わからない」を選択肢として提示していた

(3) 日本社会の人権尊重：今の日本は、人権が尊重されている社会だと思うかを聞いた。

- ・『そう思う (計)』は74%、『そう思わない (計)』は22%

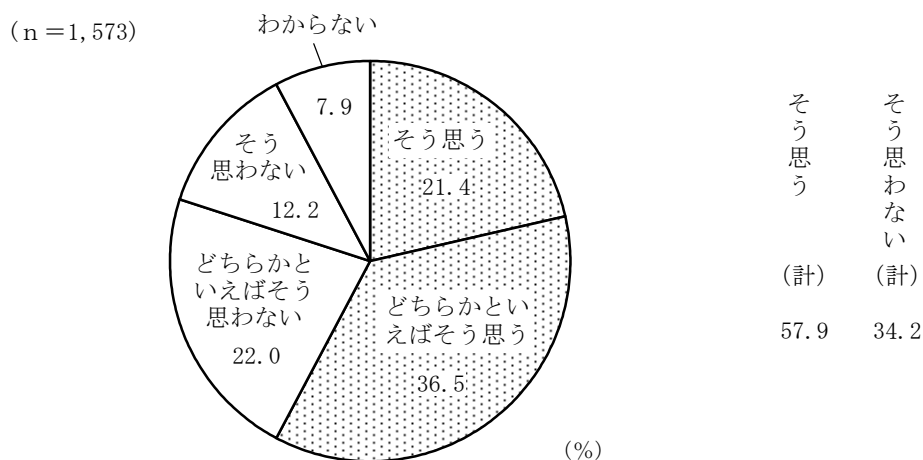


(注) 『そう思う (計)』は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計

『そう思わない (計)』は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

(4) 国民一人ひとりの人権意識の変化：国民一人ひとりの人権意識は10年前に比べて高くなっていると思うかを聞いた。

・『そう思う (計)』は58%、『そう思わない (計)』は34%

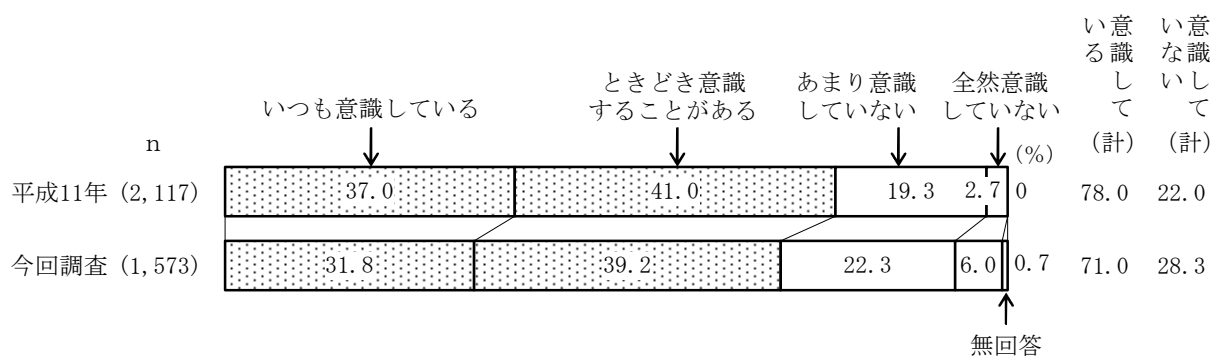


(注) 『そう思う (計)』は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計
『そう思わない (計)』は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の合計

2 個別の人権問題

(1) 日常における人権意識：日常における人権意識について聞いた。

・『意識している (計)』は71% (平成11年より7ポイント減少)
・『意識していない (計)』は28% (平成11年より6ポイント増加)

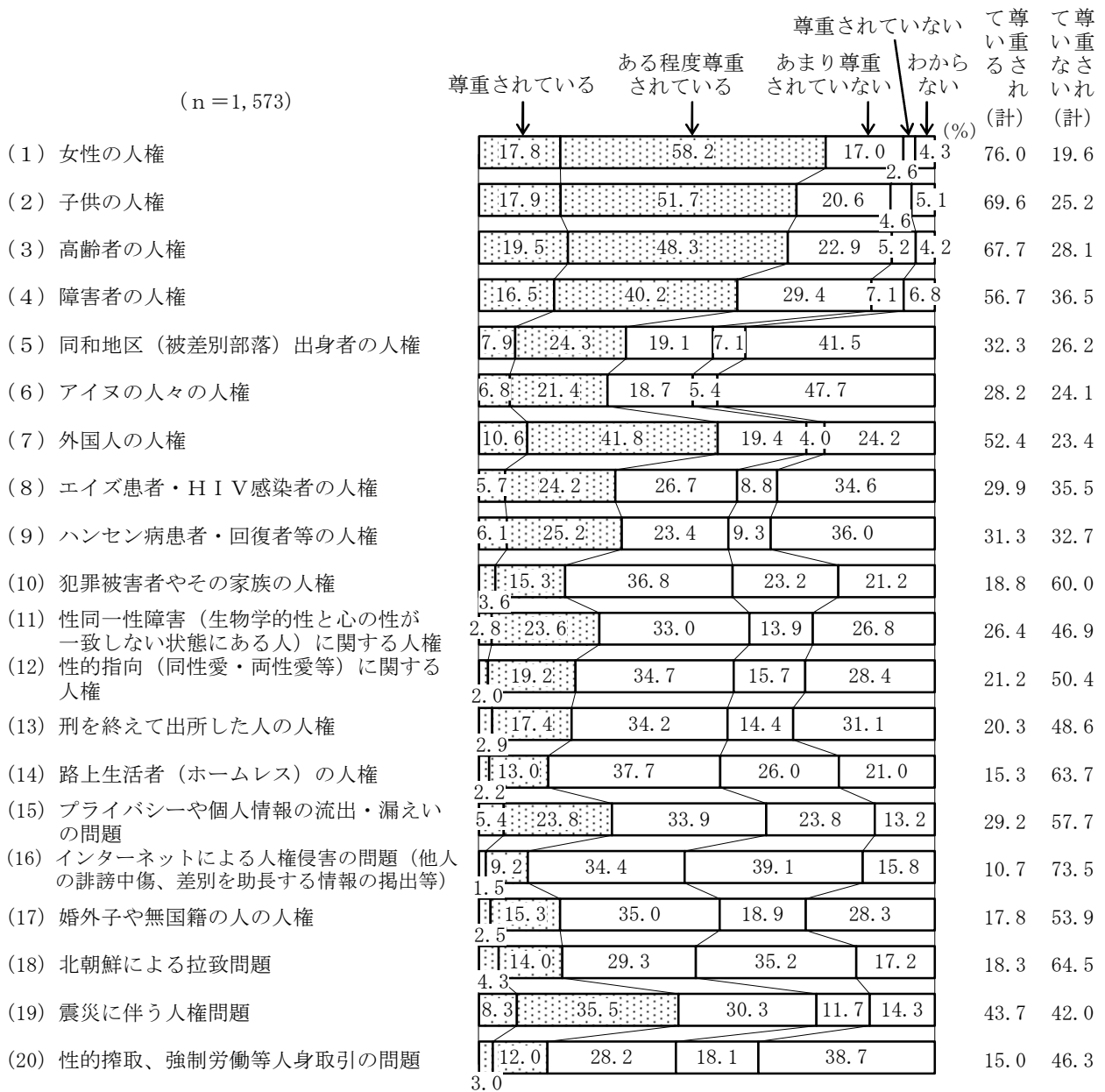


(注) 『意識している (計)』は「いつも意識している」「ときどき意識することがある」の合計
『意識していない (計)』は「全然意識していない」「あまり意識していない」の合計

(2) 日本の社会における人権及び人権に関わる問題：日本の社会における人権及び人権に関わる問題について、人権が尊重されていると思うか、および関心がある人権問題を聞いた。

<人権が尊重されているか>

- ・『尊重されている (計)』は、“女性の人権” が76%でトップ
- ・“子供の人権” 70%、“高齢者の人権” 68%が続く
- ・『尊重されていない (計)』は、“インターネットによる人権侵害の問題 (他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出等)” が74%でトップ
- ・“北朝鮮による拉致問題” 65%、“路上生活者 (ホームレス) の人権” 64%が続く

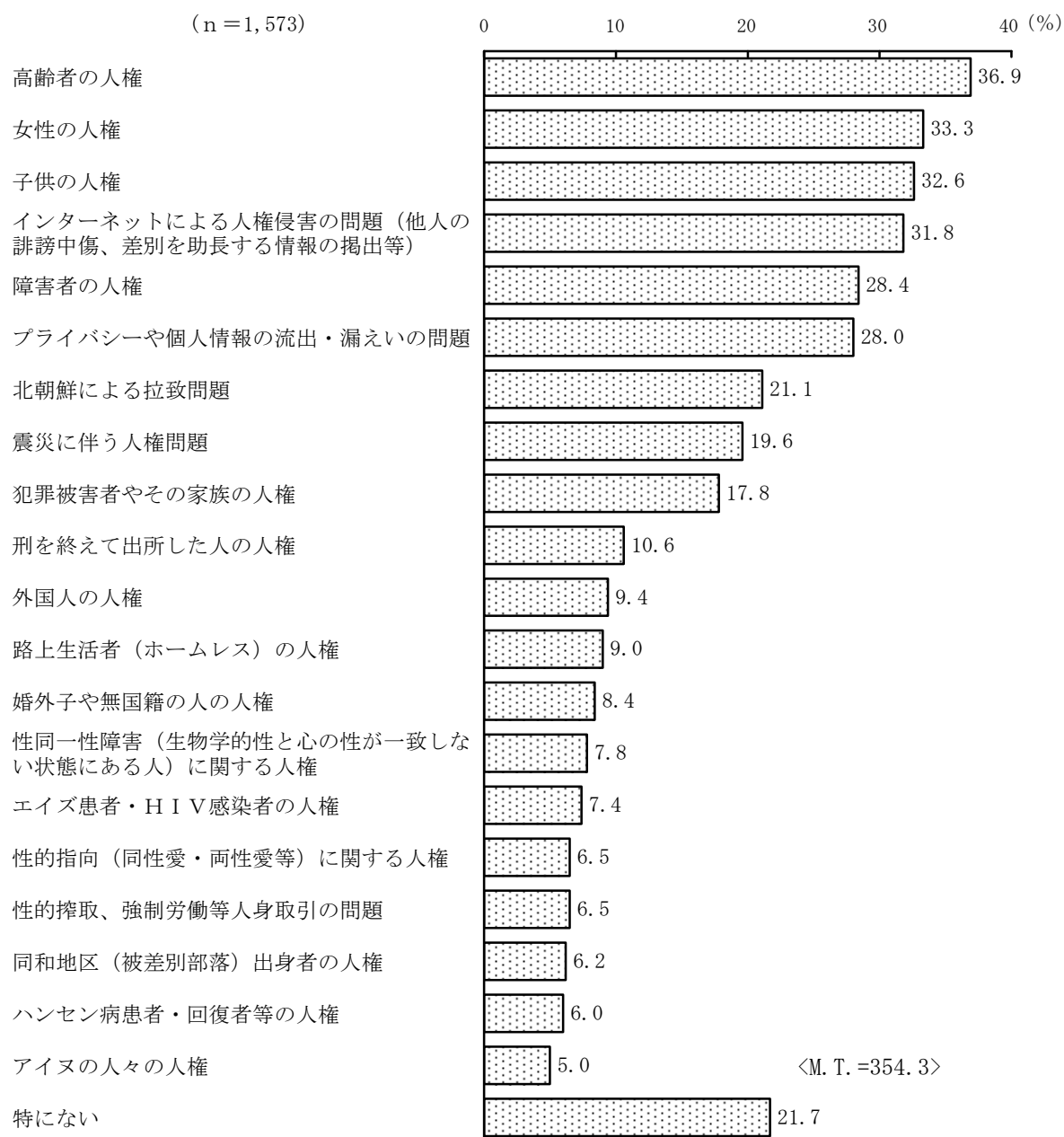


(注) 『尊重されている (計)』は「尊重されている」「ある程度尊重されている」の合計
『尊重されていない (計)』は「尊重されていない」「あまり尊重されていない」の合計

<関心がある人権問題>

(M.A.)

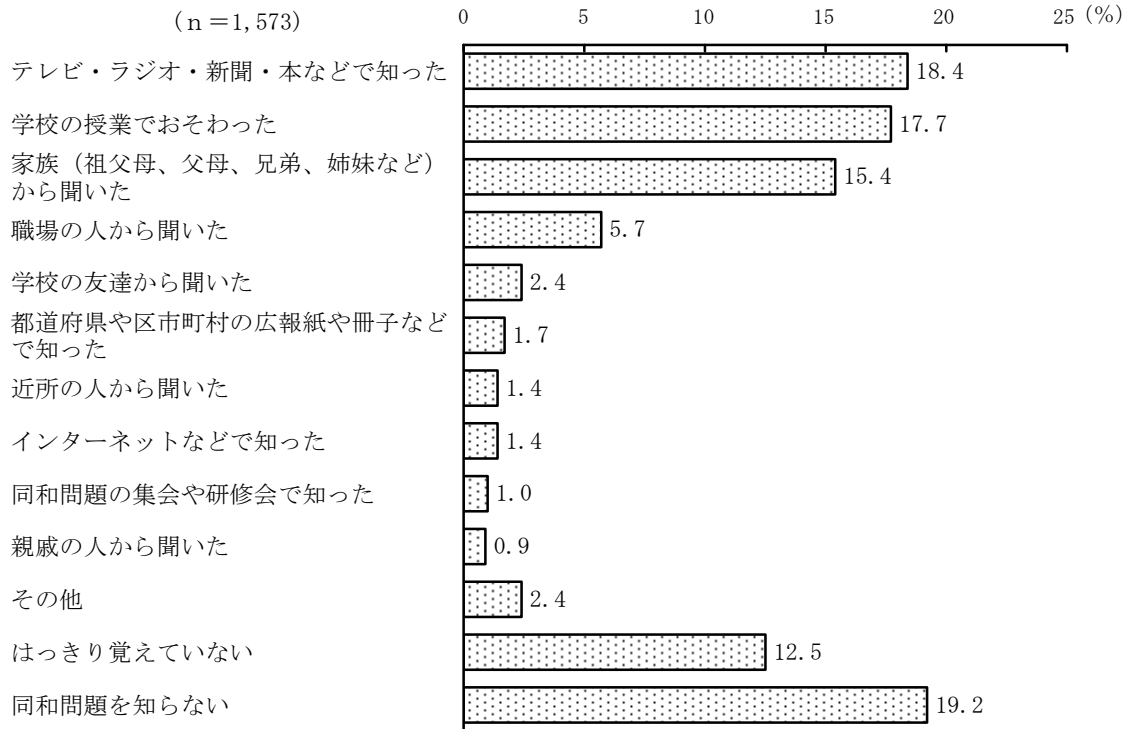
- ・「高齢者の人権」が37%でトップ
- ・「女性の人権」と「子供の人権」33%が続く



3 同和問題に関して

(1) 同和地区・同和問題を知ったきっかけ：同和地区・同和問題を知ったきっかけについて聞いた。

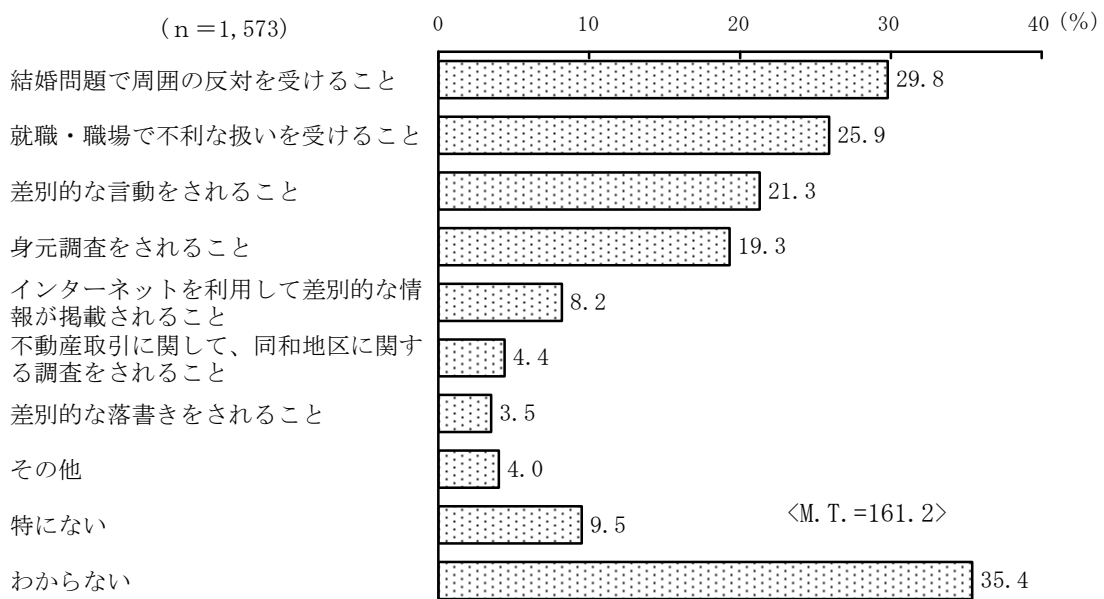
- ・「テレビ・ラジオ・新聞・本などで知った」と「学校の授業でおそわった」が18%でトップ
- ・「家族（祖父母、父母、兄弟、姉妹など）から聞いた」15%が続く
- ・「同和問題を知らない」は19%



(2) 同和地区出身者への人権侵害：同和地区出身者への人権侵害について聞いた。

(3 M. A.)

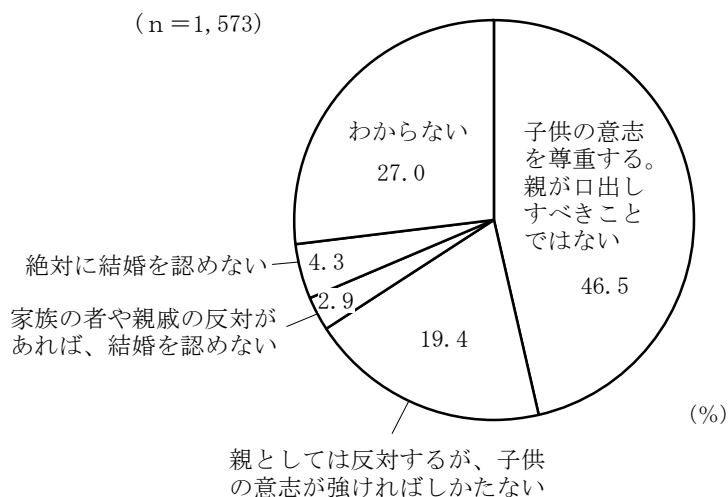
- ・「結婚問題で周囲の反対を受けること」が30%でトップ
- ・「就職・職場で不利な扱いを受けること」26%、「差別的な言動をされること」21%が続く



(3) 同和地区出身者との結婚について：同和地区出身者との結婚について、子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応、および自分自身が同和地区出身者との結婚に反対されたときの対応を聞いた。

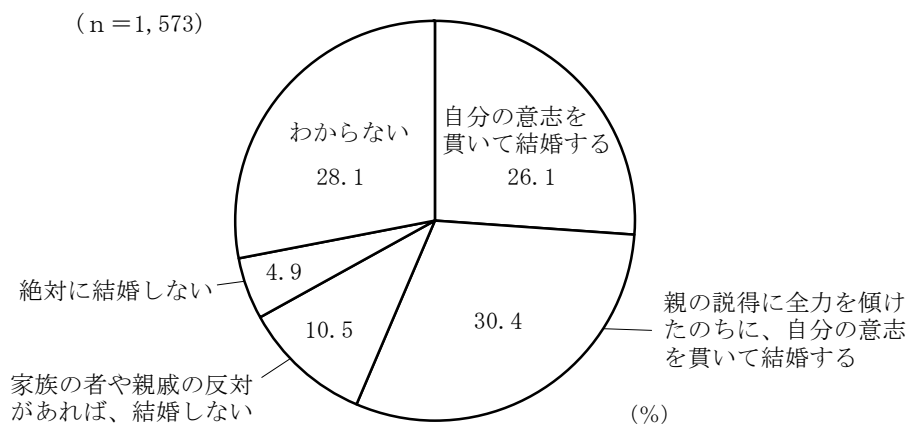
<子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応>

- ・「子供の意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は47%
- ・「親としては反対するが、子供の意志が強ければしかたない」は19%



<同和地区出身者との結婚に反対されたときの対応>

- ・「自分の意志を貫いて結婚する」は26%
- ・「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」は30%

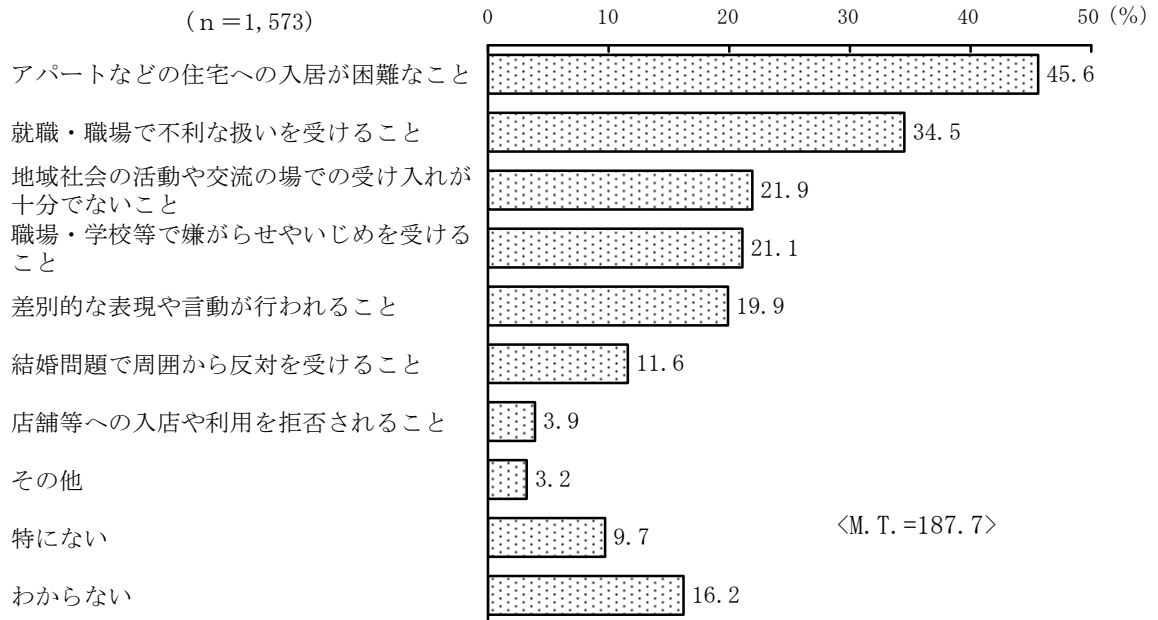


4 東京における外国人の人権

(1) 外国人への人権侵害：外国人への人権侵害について聞いた。

(3 M. A.)

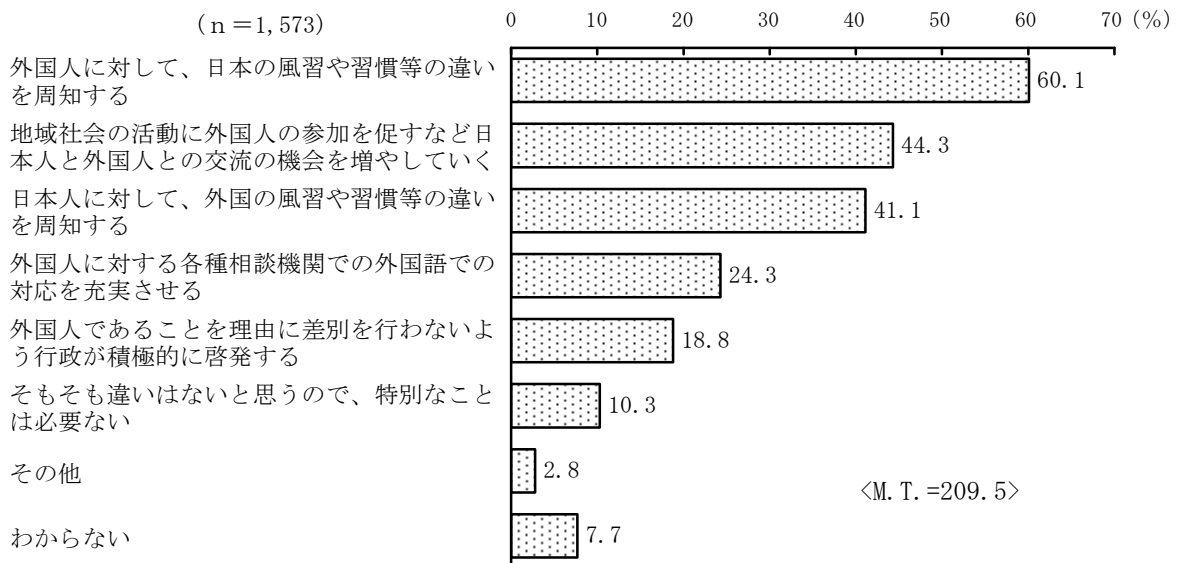
- ・「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」が46%でトップ
- ・「就職・職場で不利な扱いを受けること」35%、「地域社会の活動や交流の場での受け入れが十分でないこと」22%が続く



(2) 外国人と日本人が互いを尊重し合いながら暮らすために必要な取組：外国人と日本人が互いを尊重し合いながら暮らすために必要な取組について聞いた。

(3 M. A.)

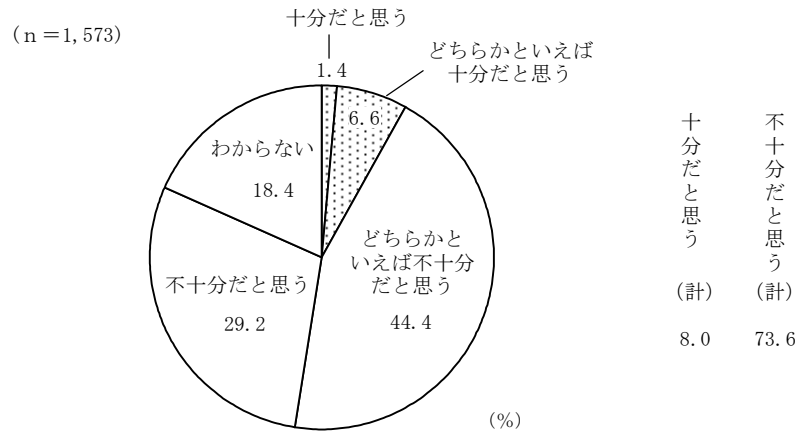
- ・「外国人に対して、日本の風習や習慣等の違いを周知する」が60%でトップ
- ・「地域社会の活動に外国人の参加を促すなど日本人と外国人との交流の機会を増やしていく」44%、「日本人に対して、外国の風習や習慣等の違いを周知する」41%が続く



5 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) 犯罪被害者及びその家族への支援：犯罪被害者及びその家族が、その立場や心情に沿った適切な支援を受けることが保障されていると思うかを聞いた。

『十分だと思う (計)』は8%、『不十分だと思う (計)』は74%

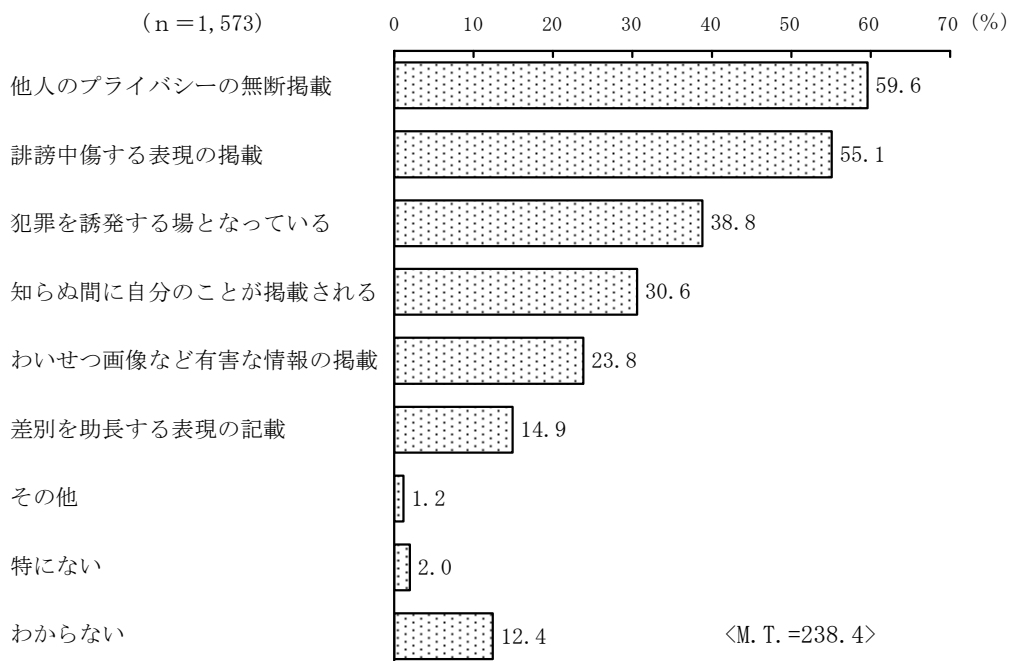


(注) 『十分だと思う (計)』は「十分だと思う」「どちらかといえば十分だと思う」の合計
『不十分だと思う (計)』は「不十分だと思う」「どちらかといえば不十分だと思う」の合計

6 インターネット等による人権侵害

(1) インターネットによる人権侵害で特に問題があること：インターネットによる人権侵害で特に問題があることを聞いた。
(3 M. A.)

- ・「他人のプライバシーの無断掲載」が60%でトップ
- ・「誹謗中傷する表現の掲載」55%、「犯罪を誘発する場となっている」39%が続く

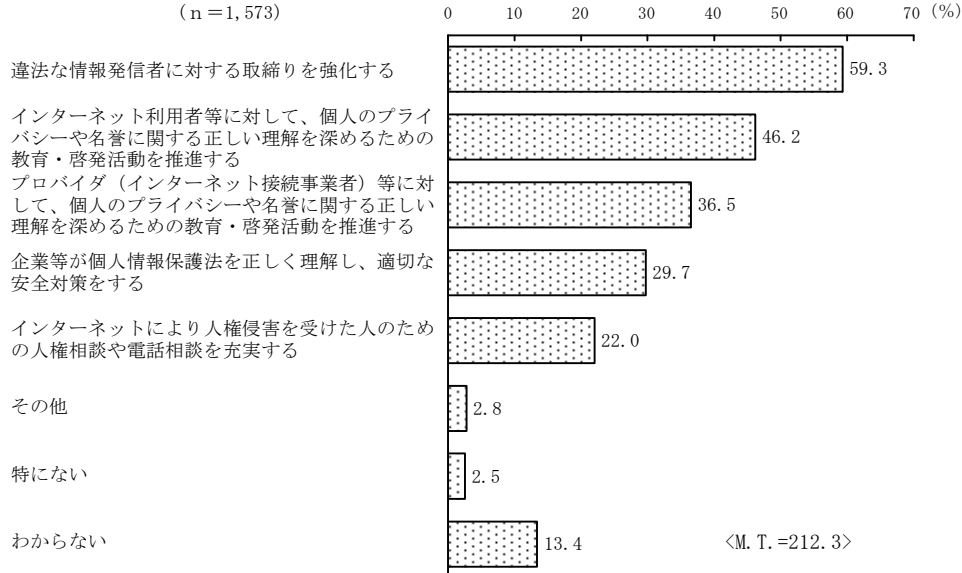


(2) インターネットによる人権侵害を解決するために有効なこと：インターネットによる人権侵害を解決するために有効なことを聞いた。

(3 M. A.)

- ・「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」が59%でトップ
- ・「インターネット利用者等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」46%、「プロバイダ（インターネット接続事業者）等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する」37%が続く

(n=1,573)



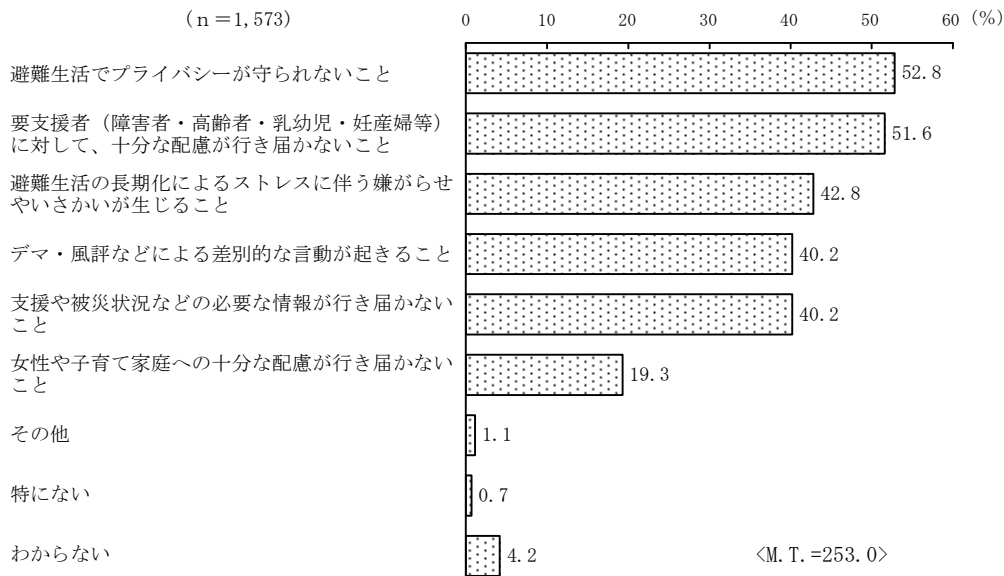
7 災害時の人権課題

(1) 災害時に起きると思う人権問題：災害時に起きると思う人権問題について聞いた。

(3 M. A.)

- ・「避難生活でプライバシーが守られないこと」が53%でトップ
- ・「要支援者（障害者・高齢者・乳幼児・妊産婦等）に対して、十分な配慮が行き届かないこと」52%、「避難生活の長期化によるストレスに伴う嫌がらせやいさかいが生じること」43%が続く

(n=1,573)

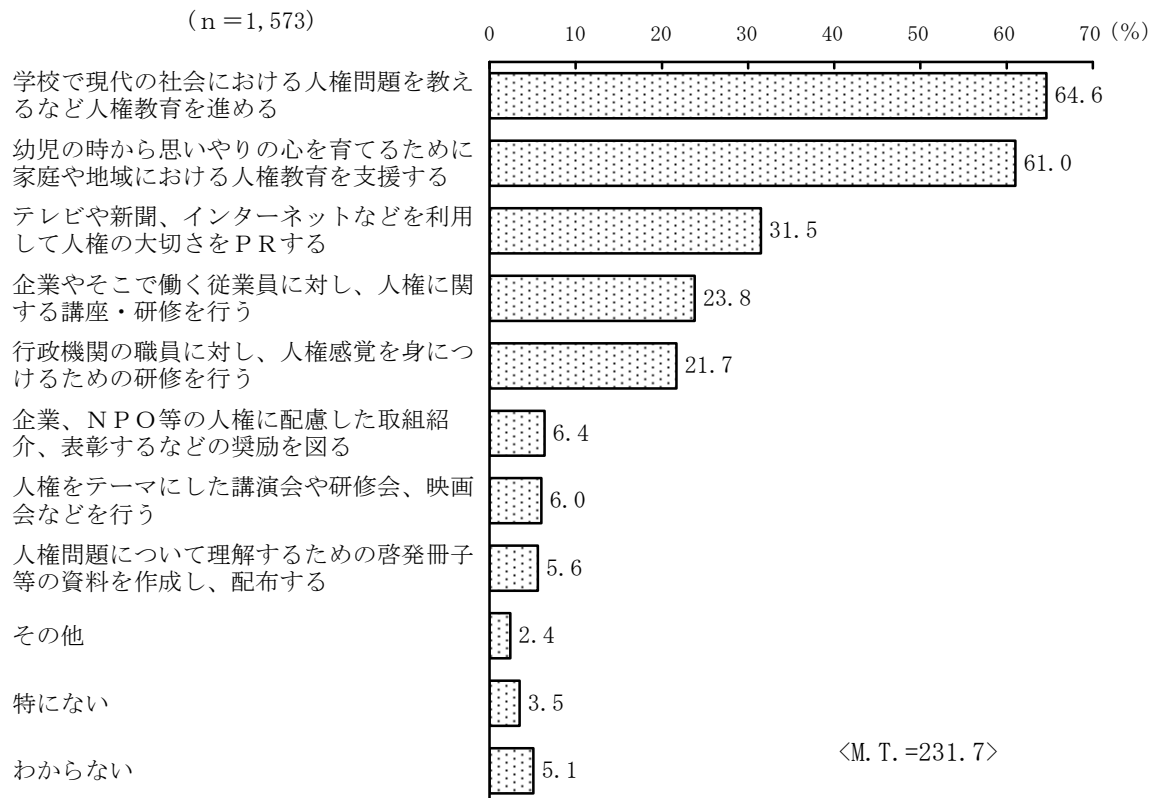


8 啓発事業について

(1) 人権啓発・教育の推進のために東京都が特に力を入れるべきこと：人権啓発・教育の推進のために東京都が特に力を入れるべきことを聞いた。

(3 M. A.)

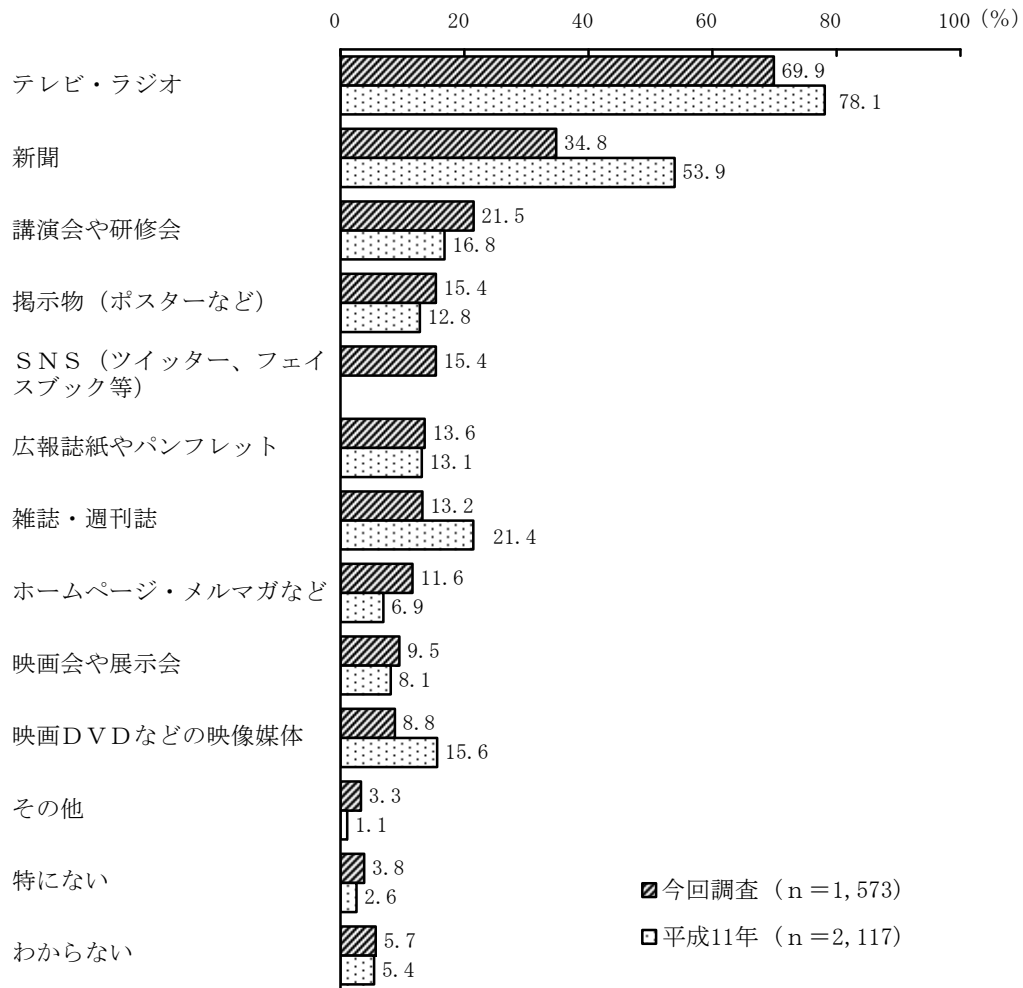
- ・「学校で現代の社会における人権問題を教えるなど人権教育を進める」が65%でトップ
- ・「幼児の時から思いやりの心を育てるために家庭や地域における人権教育を支援する」61%、「テレビや新聞、インターネットなどを利用して人権の大切さをPRする」32%が続く



(2) 効果があると思う啓発手段：効果があると思う啓発手段について聞いた。

(3 M. A.)

- ・「テレビ・ラジオ」が70%でトップ（平成11年より8ポイント減少）
- ・「新聞」35%、「講演会や研修会」22%が続く



(注1) 「SNS（ツイッター、フェイスブック等）」は今回調査で追加

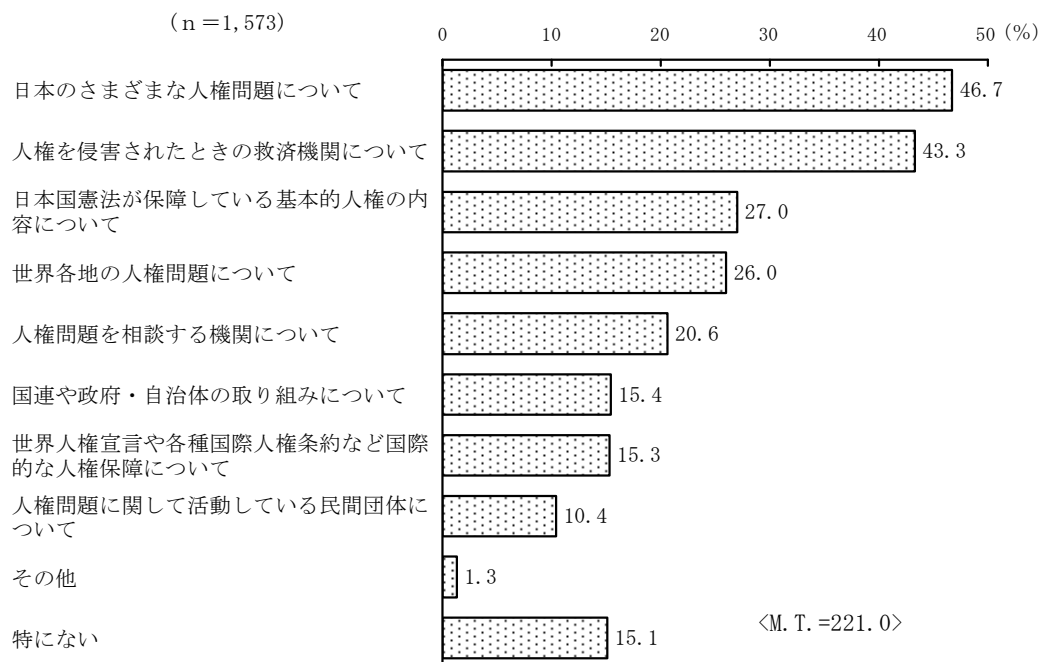
(注2) 「ホームページ・メルマガなど」は、平成11年は「インターネット・Eメールなど」

(注3) 「映画DVDなどの映像媒体」は、平成11年は「映画・ビデオ」

(3) 人権や人権問題について知りたいこと：人権や人権問題について知りたいことを聞いた。

(3 M. A.)

- ・「日本のさまざまな人権問題について」が47%でトップ
- ・「人権を侵害されたときの救済機関について」43%、「日本国憲法が保障している基本的人権の内容について」27%が続く

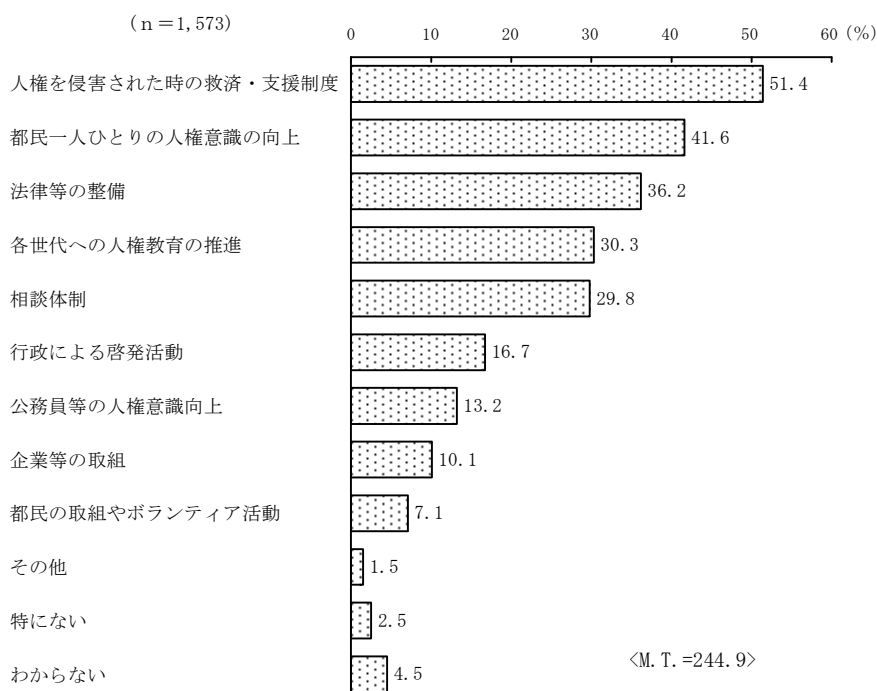


9 人権尊重社会の実現について

(1) 人権尊重社会の実現のために充実すべきこと：人権尊重社会の実現のために充実すべきことを聞いた。

(3 M. A.)

- ・「人権を侵害された時の救済・支援制度」が51%でトップ
- ・「都民一人ひとりの人権意識の向上」42%、「法律等の整備」36%が続く



法律及び条約等 名称一覧

○ 法律の名称一覧

本文中の表記	法律の名称	記載ページ
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）	1
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	6, 24
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	6
配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	6
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号）	6
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）	7
児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）	7
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）	7
いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	7
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）	8
次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）	8
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号）	9
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）	9
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）	9
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	11
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）	11
障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）	11
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）	11, 12
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）	11

本文中の表記	法律の名称	記載ページ
アイヌ文化振興法	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年法律第52号）	14
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）	18
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）	19
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）	21, 22
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）	22
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成15年法律第111号）	26
ホームレス自立支援法	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）	27
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	29
刑法	刑法（明治40年法律第45号）	30

○ 条約等の名称一覧

本文中の表記	条約等の名称	記載ページ
人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	1, 15
国際人権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）	1
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	1, 6
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約	1, 11
児童の権利条約	児童の権利に関する条約	7
強制失踪条約	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	22
ハーグ条約	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約	30

世界人権宣言（仮訳文）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

1 すべて人は、勤勞し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤勞条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤勞に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤勞する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。